

厚岸町議会 平成19年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成19年3月16日

午前10時03分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから平成19年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、議案第1号 平成19年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書の173ページ、5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費より進めてまいります。

5目ございませんか。

なければ、先に進みます。

6目牧野管理費。

177ページ、7目農業施設費。

12番。

- 谷口委員 尾幌の農業研修センターなんですけれども、水道管が、水道の水が濁るといふふうに聞いているんですけれども、現状はどうなっているんですか。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） お答え申し上げます。

現在のところ、状況を把握しておらない状況でありますので、状況を確認の上、業者さんに問い合わせをいたしまして状況を把握いたしたいというふうに考えてございます。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 そうすると、管理人の方から何も言っていないということですか。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） そのとおりでございます。

- 谷口委員 わかりました。

- 委員長（室崎委員） 10番。

- 池田委員 農業研修センターの件でお伺いします。

たしか私の記憶では、建てたときは51年だと思うんですよね。それから30年近く経過しております。その中で地震なんかもあったと思いますけれども、大きな改修したのはどの程度あるか、なかったら教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 過去に平成5年、6年の、それぞれ釧路沖地震それから東方沖地震、それらにつつまして壁等の補修がありまして、大がかりな補修というのはその時点で行った段階で、現時点では細かな補修はやっていますけれども、大きな補修はそれに該当するに記憶してございません。

●委員長（室崎委員） 10番。

●池田委員 築30年近くになっておりますけれども、今現在、何かセンターで修理をしなければならないというところがございましたらお知らせ願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 実は細かい部分については管理人さんの方からその都度補修依頼というのは参りますけれども、現在、補修をしなければならないというところは、大ホールの天井の雨漏りが、降雨の際に雨漏りがするということとして、雨漏りについても、ふだん、しとしと降るような雨ですとそういう状況にはならないんですけれども、大型の低気圧が来た段階で吹き込むような形で雨漏りがあって、それを現在補修しなければならないというふうに押さえてございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●池田委員 名前は研修センターと、こうなっておりますけれども、尾幌にとりましたら地方の、厚岸町にもあります生活改善と生活会館の役割をなしていると思います。それで、利用度も尾幌は高いと思います。それで、今、課長の方から流しの関係もありましたよね。流しの関係は衛生的に一番大事なところだと思うんですよ、いろいろ研修もありますのでね。そういうことで、できれば早期に改善してもらいたいと思います。

それから、雨漏りの問題ですけれども、これはかなり課長も苦労していると思うんですけれども、大きな、例えばお通夜でも、そういうときがあると、雨漏りが一番大事なところなんですよね。そういうことで、どうして直らないものかなと。今、急になったものでないですけれども、その点、どの程度、種類の関係で検討しているかお知らせ願いたいと思うんですけれども。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 雨漏りの補修の関係でありますけれども、予算的にもかなり大がかりな予算に、もし補修した場合なろうかと思えます。ただ、できるだけ可能な限り安く上げたいというふうに思っていますので、建設課とも協議をしながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。尾幌の研修センターにつきましては、まちづくり懇談会のときの要望等もありまして、その際には細かな要望等もありましたけれども、順次要望を聞いてまいっておりますけれども、こういった雨漏りの関係、多額の費用もかかるものですから、その後の件については検討させていただきながら、建設課とも協議させていただきたいというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●池田委員 今、課長の方から説明聞きましたけれども、とにかく一番今困っているのは、流しと雨漏りが一番のガンだと思えます。それで、床もあれだけ、課長も覚えているとおりに傷んで、そういうことで建物はかなり、僕もどのくらいお金がかかるということはわかりませんが、早期に雨漏りは改善してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ご質問者の意に沿って、なるべく早期に検討を加えたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 7目農業施設費、他にございませんか。

なければ、先に進みます。

8目農業水道費。

14番。

●田宮委員 一つは、農業水道一般の最後に負担金として北海道総合通信局、これ、農業水道とどういう関係なんでしょうか。

それから、農業水道施設の施設管理委託料で、平成18年度は約3倍の381万6,000円計上されておりましたが、今年は3分の1に減っているわけですが、これはどういうことですか。

●委員長（室崎委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えいたしたいと思えます。

まず、1点目の負担金の関係でございますけれども、これにつきましては、無線の関係でございます、庁内に今現在、役場の水道課には事務室を含めて5つの局がございます。それで、その5つの局のうち、今回農水につきましては1局分、今、5つは浄水場と公用車にあります。あと水道課の事務室1局、浄水場に1局、あと各公用車に3局

ありまして、その一つのうちの負担金でございます。

あと、もう1点の施設管理委託料の減額の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年まで農業水路で太田、片無去、尾幌が入っていたんですけれども、今年度から簡易水道会計に移行になりまして、したがって、トライベツと別寒辺牛のみになった関係で減額となっております。

以上でございます。

●田宮委員 わかりました。

●委員長（室崎委員） 8目、他にありますか。

なければ先に進みます。

9目堆肥センター費。

2項林業費、1目林業総務費。

11番。

●岩谷委員 ここで委員長の方へお願いがございます。野生鳥獣被害対策ということの項目なんですけれども、実はアザラシのことについてお尋ねしたいんですけれども、水産関係の方までまたがりますので、そこをご了承いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員） 水産プロパーじゃなく、両方全部にまたがるわけですね。

●岩谷委員 そうですね。例えば、今の被害対策であれば、ここでもってなるんですけれども、水産関係の要するに被害状況があれば、そちらの方までいってしまうものですから、この中でやってよろしいですか。

●委員長（室崎委員） 例えば水産振興だとか、それ専門ではなくて、こっちの林業にも絡むわけですね、当然。

●岩谷委員 そうですね、あくまでも鳥獣駆除という形の中でお話ししたいということで、よろしいですか。よろしく申し上げます。

●委員長（室崎委員） わかりました。

●岩谷委員 実はアザラシの件については、たしか前はあれですね、鳥獣保護か何かにはなっていないかと思うんですけれども、これ、今回あれですか、鳥獣保護になったという話を伺っておるんですけれども、それでよろしいですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。
アザラシ類につきましては、鳥獣保護法の対象になってございます。
- 委員長（室崎委員） 11番。
- 岩谷委員 それで実は、苫田、門静、白浜、この沿岸で相当アザラシの被害があるというところで、前に、たしか稲井議員さんの方から駆除等について質問した経過があると思えますけれども、駆除になったら道の管轄になると思うんですけれども、これらについて、対策についてのお話がございましたら内容をお聞かせいただきたいと思います。
- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） 平成15年4月に、アザラシが保護動物として鳥獣保護法の対象になったということであります。稲井議長さんが質問をされたのは15年4月前でありますので、そのときは、駆除は可能であったのかなとは思いますが。対策と言いますけれども、対策となりますと、現在研究機関とか、今、調査をしている状況にあります。ついこの間も、情報館の方でアザラシの被害に対する報告会的なことが、環境庁の主催で、情報館で行われたというふうに聞いてございます。
- 委員長（室崎委員） 11番さん、すみません。アザラシに限った話になりましたらば、この目よりも水産振興の方でいかがでしょうか。
- 岩谷委員 いや、私はそれでもいいんですけれども。
- 委員長（室崎委員） 鳥獣保護として有害鳥獣全般の話ですと、意味がまじってもここでもいいのではないかと思うんですが、その対象がアザラシということになりますと、ここは林業総務費ですので、水産振興の方で有害物の生物の駆除も入っておりますので、そちらの方がやりやすいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 岩谷委員 水産関係にどうしてもなってしまうんですよ、この話が。ですけれども、鳥獣保護の関係からいっただらば、駆除の対策になった場合には環境庁になるものだから、ここで話ししていいかと最初伺ったはずなんです。どうしても、水産で聞きますからいいです。
- 委員長（室崎委員） ですから、有害獣全部にわたるのかということで私の方でお聞きしたら、そうだとおっしゃったんですけれどもね。
- 岩谷委員 それじゃ、水産振興の方でいいです。
- 委員長（室崎委員） すみませんが、水産のところでもよろしく願いいたします。申し

わけございません。

14番。

●田宮委員 町有林管理のところで森林保険料です。これまで10万5,000円の保険料だったのが、随分と引き上げられておりますが、これはどういう理由ですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

昨年度の当初予算が105万6,000円でございますから、今年度は75万1,000円の増となっているところでございます。この理由といたしましては、この保険の更新……

●田宮委員 4万5,000円だぞ、予算書は。

●環境政策課長（小島課長） 大変失礼いたしました。全体の数字を言ってしまいました。昨年度の当初予算が98万9,000円でしたから、75万1,000円の増でございます。この理由といたしましては、昨年度の新規植栽分、この部分が32.58ヘクタールございました。この部分は新規に掛ける部分でございます。それから、継続分といたしまして、昭和62年度の植栽、平成6年度の植栽、平成9年度の植栽分ということで、この部分の更新時期が参りました。保険は、継続分は5年ごとの継続になります。ということは、毎年更新する対象町有林が、面積がばらつきございます。そういった関係上、19年度につきましては保険料の増額になっているという理由でございます。

●田宮委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

12番。

●谷口委員 有害鳥獣の前の、前年度、エゾシカ残滓回収処理が36万円計上されていたんですけども、これはどこかに移ったんですか、それとも、どうなったのかお尋ねしたい。それと、エゾシカの残滓回収の状況について説明をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、エゾシカの残滓の回収の状況から説明させていただきます。

この処理につきましては、平成11年度から始めたものでございまして、当時は狩猟時に鉛弾を使っているということで、鉛弾によって被弾したエゾシカを大型の猛禽類が食べることによって鉛中毒を起こすと。この被害を未然に防ごうということで、しとめた残滓を町内3カ所のステーションを設置いたしまして、そこにハンターの人に持ち込ん

でいただいて集めると。それを回収して町の方で処理するという仕組みになってございました。実は町の方でも予算を持っておりまして、北海道の方でも同額の予算を持っておりまして、道の方で直接収集回収している業者の方に、町の方では6回行ってございました、北海道の方でも6回分、委託料として支払っていたという制度でございます。それで、実は北海道の方で鉛弾の関係の使用実態調査をしておりまして、最近の数値としては約2割程度までその使用が減ってきているという調査をつかんでいるということ、それと、これも道政改革の一環のようございまして、19年度からその委託料の予算がつかないということが昨年夏ぐらいから言われておりまして、その対応について管内的にも大変困ったという状況で、2回ほど、管内集まって市庁合同でその対応について協議してきたところでございます。18年度は、この回収について実施しているのは厚岸町含めて管内では4町という状況でございます。

厚岸町といたしましても、北海道の分を持って予算は倍額になるわけでございますが、その部分で継続すべきか否かという内部検討もしてまいりました。しかし、最初から実施していない町の状況もお聞きしたところ、回収しないことによる弊害等は起きていないという2回の会議の中での発言等々がありまして、厚岸町といたしましても、一度この処理を中止して状況を見てはどうかというふうに考えてございます。しかる状況については太田農協さんの方にも、一たん中止してどういう状況になるか推移を見守りたいんだということでお話もしているところでございます。そういう状況で、当初予算に計上していないという理由でございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 6回・6回と言いましたよね。町が6回、道も6回ということですか。そうすると12回、それぞれが回収をしていたと。それで、回収頭数みたいのはどういうふうになっているんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

18年度の数値で大まかな頭数の確認をいたしました。現場で解体等をされている関係上、正確な数値かどうか、できる限り計算してございます。その中では、約500頭という数字でございます。重量的には14.31トン、こちらの重量については確かなものでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 残滓回収について、私、やっていない町、不都合がないとかというのは、やらない方の町の言い分ではないのかなというふうに思うんですけども、それはさておいて、大型のワシ類がこういうものをえさにするんだとか、そういう連鎖的な鉛中毒、そういうものを防いでいくということを目的にして始まったということなんですけれど

も、昨今、シカも非常に問題ですけれども、エゾヒグマというか、これの出没も非常に各地で相次いでいますよね。それによる事故も起きていると。隣の町では命を落とす人も出てきているという状況ですよね。それで、エゾヒグマは当然絶滅危惧種に指定されていて、それもランクの高い状況にありますよね、当然保護の対象にもなる。ただ、時にはどうしても駆除の対象にしなければならない状況にもあるということと、最近の地球温暖化の問題で、中には冬眠しないヒグマもいるのではないのかというような話も聞かれる昨今ですよね。そうすると、こういうものがきちんと処理をされていないと、いろいろな意味で、逆に生態系に及ぼす影響も出てくるのではないのかなというふうに考えていますけれども、それらについてはどういう考えなのか。本当にそういう野生生物が生きていく上で過酷な冬期のこういう狩猟が行われるわけでありますから、それらがいかげんな形で放置されるということがさまざまな問題をさらに引き起こしていくことにならないのかどうなのか、その辺ではどう考えているかお伺いいたします。

それと、もう一つ、有害駆除が最近は何れもで捕獲するのが、根室管内だとか阿寒だとか、そういうところで行われていますよね。それとともに、そういうことによる捕獲のものを商品化しようという動きもありますけれども、それとかを結びつけた考えというか、囲い込みの捕獲あるいは商品化、こういうことに対しては厚岸町内では全然まだ話題にも乗らないのか、あるいは、今後そういう対策も考えていこうとしているのか、その辺についてお尋ねいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 狩猟期間におけるエゾシカの残滓処理をその場で行うという状況は、法の枠組みの中では認められている行為ということになっています。ただし、それによって、猛禽類に対する影響は先ほど申し上げましたが、委員おっしゃられるようにヒグマがえさとする可能性もあるのではないのかということですが、その可能性もあるかもしれないということは、その会議の中でも出ております。普通、ヒグマは、冬期間は冬眠するというのは通例でございますが、時によっては、特に雄であります。雌は身ごもるということで穴の中で出産するようでございますが、雄は、もしえさがあるならば冬眠する期間が短いかもしれないという状況も心配としてはあるのではないかとされているのは、委員おっしゃられるとおりだと思います。この対応については、厚岸町のみならず、保護獣としての対応として北海道、環境省においても注目すべきことというふうに言われております。厚岸町内でもハンターの人たちに「どうですか。見かけますか」というお話も聞くんですが、顕著な活動している状況については、それほどないという状況にはあるようです。ただ、冬眠していないとは否定できないという状況があることだけは知っているところでございます。ということで、こうした状況で残滓回収しないということで、そういったことが今後どのような状況で推移するかということは、今後とも注目してまいりたいというふうに考えます。

それから、シカをわなで囲い込んで捕獲するという行為でございますが、これはエゾシカを有効利用するためには生きてまま捕獲して、その後、一定程度の養鹿といいますか、牛のように一時飼育するという状況で、良質な肉にしてから商品化に持っていくと

いう一つの行為の中で出てきた捕獲の方法でございます。これにつきましては、実は一業者が町内の一角にそういった囲いわなを設置したいということで、昨年度、申し出が釧路市庁の方にありまして、というのは、いわゆる道立自然公園の中での工作物ということになります。その場所は鳥獣保護法の対象になっていないエリアに設置するということございまして、その場所については釧路市庁の方で許可を出したと。いわゆる、わなの設置の許可を出したということでございます。一般狩猟期間、これは自由に捕獲してもよろしいということですので、そのわなを使って捕獲するために設置したということのようでございます。

それから、商品化の動きということでございますが、また町外の業者でございますが、そういった施設を、いわゆる商品化という肉処理までを厚岸町でできないかということを検討しているという業者がありまして、釧路支庁、厚岸町の方にもそういう問い合わせ等々が来ていることは事実でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今、課長からお答えいただいたんですけれども、最近思わぬ事態というのは起きてきていますよね、さまざまな形でね。そうすると、本来の野生生物は厳しい環境の中で越冬、どう冬を乗り切るかということだと思えるんですよね。そこに安易に食べ物があるという状態はつくるべきではないのではないのかと。いかに保護動物といえども、それを乗り切るから野生生物だと思えるんですよね。そういうことでなければ、どんどん安易な方法を、動物だって学習していくわけですから、そういうことにはなれさせないような対策をとっていかなければ私はだめでないのかなというふうに思えるんですよ。その辺の考え方はどうなっているのかなというふうに思います。

それと、今、町外業者がそういうことを許可されて行っているというお話なんです、その実績みたいなのはわかるんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、ヒグマの対応として、安易に残滓がヒグマのえさとなってしまう状況をつくるべきではないというご意見でございます。自然界の中では多分病気や何かで死んだシカを食べるという行為は、雑食性の動物でございますから当然今までもあったのかなというふうに思います。そういった中で、残滓ということで現場に残された場合に、それを食べるという行為は往々にして想像にかたくないとは思いますが。それによって及ぼす影響等々については、私も、現在、そういった状況を北海道内、道東、釧路管内でどうなのかという部分は、そういった状況は北海道も環境省もきちんとした部分はまだつかんでいないと。対象がヒグマですから、その実態を把握すること自体がかなり難しいということは言えると思います。ただ、死んだヒグマの内容物を見た限りでは、そういった、食べた形跡はあるということでは言われているところでございます。この件につきましては、今後とも、どういう影響があるかということ専門の機関等々から情報収集しながら、どういう状況になっていくかということ注意深く見守

っていくべきだというふうには思います。

それから、捕獲の実態、それにつきましては、一般狩猟で行うよとしたようでございますが、設置はしたと聞いておりますが、それによって今年度、時期が遅かったようでございます、設置の時期が。一般狩猟の時期は過ぎてしまいましたので、それでの捕獲実績はないというふうに聞いてございます。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他にこの目、林業総務費ございますか。

なければ先に進みます。

2目林業振興費。

4番。

●小澤委員 ここで歳入のときに資料提供をお願いしていたわけでありましてけれども、この資料をいただいたわけでありましてけれども、森林管理道、これについてお聞かせいただきたい。この参考資料から見ますと、J A、これは太田農協、それと町有林、この3筆に分かれておりますけれども、この中の土地を環境保全林として整備する、このための管理道、このように理解しているわけでありましてけれども、太田農協、いわゆる1135番、1136番、1137番、3筆になっているわけでありましてけれども、大体町有地が3分の1、大まかに言ってね。この中、終点まで管理道をつけるというんですけれども、この負担割合についてはどうなのか、このことについてまずお聞かせいただきたい。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

当該施設の森林管理道につきましては、その利用区域が町有林とJ A 鉏路太田農協さんのエリアに入っているということでございます。町有林がその中央にあるわけでございますが、町有林の施業をするためには、最初の方にあります太田農協さんの山を通らせていただく必要があるということがまず1点ございます。その後、町有林の施業の部分を通して、最後はまたJ A 太田さんの方に入るという状況にあります。それで、この件につきましてJ A 太田農協さんとも協議させていただいてきておりましたが、従来は、昭和47年から55年にかけてここで植林が行われたわけでございますが、当時、作業道をそれぞれつけてございます。3メートルほどの、5年程度対応する作業道だったわけですが、ほぼこのエリアを大体なぞりながら整備していきたいということで、今後、間伐施業が当然施業上必要になってまいります。そうすると、大型の車両を通行させる必要があるということで、今回、森林管理道整備に着手するという状況になったわけでございます。

太田農協さんの方でも、町と同様に、適正な森林管理するためにそういった施業をしたいというご希望もあるところでございます。それで、太田農協さんとの話の中では、国庫補助金が、55%プラス1%、道の補助金が上乗せされまして、一たん道の会計に入

って、道の補助金として町に56%が交付されるという内容になってございます。その残りの44%相当が地元負担ということになるわけですが、このうちの約10%相当を協力という名目のもとで太田農協さんから資金的に協力いただくということになってございます。ただ、地元負担の部分は、辺地債といいまして、ほぼ44%の100%分の起債を充てることができるということで、その起債の元利償還金の80%は普通交付税で実額として基準財政需要額に算入されるということで、実額で入る部分では国庫の交付税分の措置としては一番高い起債でございますが、そういったことで、地元負担がほとんど軽いということございまして、太田農協さんにつきましては10%程度という目安で協力いただくということになってございます。

●委員長（室崎委員） 4番。

●小澤委員 太田農協と話し合いのもとにこの事業が行われる、そのように理解していいわけですね。

それで、今後、この地域を造林していくのに全地域を造林するのか、それとも、その中に自然林というんでしょうか、立派な自然林が生えている地域があるのかどうなのか、そういうことと、実は昨年、私ども林活議連で片無去川と標茶との間を枝打ちに行って、見せていただいたんだが、非常に立派なすばらしい造林地ができているとびっくりして帰ってきたわけですが、今、整備しようというところは、ほとんどはげ山で自然林がほとんどないと、そのように、私もこのごろ余り行ったことないんですけれども、昔はみんな木を切った後ではげ山になったところしか記憶ないんですけれども、そうした中で自然林があるのかないのか、そのことについてもお聞かせいただきたい。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

この地図に載っているエリアは、非常に森林構成としては立派な山に現在なっております。林齢がおおむね30年の部類が一番多い部類でございます。それと、カラマツが200ヘクタールほどございます。これは人工林でございます。それから、トドマツが4ヘクタールほど、これも人工林でございます。それから、天然林が125ヘクタールほど、この天然林については広葉樹主体でございます。さまざまな地元樹種が、カバ類、ナラ類、そういったものを主体にした天然林がありまして、将来も環境林として非常に期待できる山になってございます。

●委員長（室崎委員） 2目林業振興費、他にございますか。

なければ先に進みます。

3目造林事業費。

4目林業施設費。

5目特養林産振興費、ありませんか。

3項水産業費、1目水産業総務費、ありませんか。

2 目水産振興費。

11番。

- 岩谷委員 先ほどはどうもすみません。目の中での、何か有害駆除等があればそちらにひっかかるし、それから、水産のあれはここにひっかかるということで、ごめんなさい。それでは、改めて質問いたします。

先ほど苫田、門静、白浜ですか、これから建て網の時期になるんですけれども、アザラシについて相当毎年悩ませているということで、駆除関係についての何か対策があるのかなのか、まず第一にお知らせをお願いします。

- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 駆除となりますと鳥獣保護法の関係がございまして、許可を得て駆除ということになるわけでありまして。駆除というのは特例ということなものですから、農林被害、そういった水産被害が顕著であって、単にいろいろ対策を練ったんだけれども、対策保護法もとったんだけれども、最終的にそういった方法についても効果がないということの最後の手段ということになりますと、駆除の申請に基づいて駆除ということになりますけれども、現在の段階では、そういった鳥獣保護法の規定がございまして駆除はできないということになります。

対策ということになりますと、漁業者の方も、そういったこれまでの被害状況等々がございまして、いろいろ方法をやったようでありましてけれども、頭のいい動物で、学習がすぐれているということもございまして、ことごとく学習してしまって効果がだんだん薄れてきて、最後には効果がなくなるということでございます。これらについては、地道に漁業被害の調査を行いながら、研究者あるいは研究機関、そういった機関に生態調査を行っていただいて、それで適正な生息数を把握していただくことがまず大切なのかなというふうに思っています。それが、すなわち鳥獣保護法に基づく有害駆除の方につながっていくのかなというふうに思っているわけでございます。

羅臼町で、アザラシが年間何頭ということで駆除できるわけでありましてけれども、それについては、これまで流氷によってトドとかアザラシとかが来て、それでゴマフというアザラシの種類、これは回遊性のアザラシなんですけれども、それについてはいろいろ過去にそういった駆除の実績があったものですから、平成15年以降も頭数を限定して羅臼漁協の方で駆除しているという実態がございまして。それらについては、データとかいろいろな被害状況の写真とか、細かなデータの積み重ねがそういったことに結びついているということでございますので、現在、厚岸町における被害状況はございましてけれども、現段階では法的に駆除は現在のところできないというのが実態ということでございます。

- 委員長（室崎委員） 11番。

- 岩谷委員 この問題については、たしか稲井さんの方から2回ほどお話があったの。そ

の中で、結局、全然答えが出なかったんですよね。そして、前回聞いた限りでは、要するに羅臼町の方でもって間引きしていると、そういうお話がございました。その以降については、結局被害調査とやら生態系ですか、そういうものについて何かそちらの方でこれから調べなければならぬということであればちょっとおかしいのではないの。ということは、既にそれを調査済みという物の言い方でたしかあったはずなんだけれども、それで強く水産課の方へ駆除対策についてはどうだと、そういうお話がなされたと思うの。それで、今、羅臼町ですか、そちらの方との駆除と、それから、函館市も同じく駆除している、それ、わかりますか。だから、それらについて、結局今のアザラシについては、そういう駆除等については各地で相当悩ませるところでは、そういう駆除の対象にはなっているということですね。一応許可制であれば、その許可を取る段階まで厚岸町としては全部調査をしながらのものでないと、結局できないということですね。それじゃ、今までどういう調査をしていたんですか。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

●産業振興課長（大崎課長） 確かに委員おっしゃるとおり、平成15年、16年、17年と、3カ年で調査を行ってまいりました。昨年、調査に基づいていろいろ各地で報告会が開かれたという状況がございます。今回、厚岸町でも3月2日ですか、報告会が行われております。調査結果に基づいて報告会を行って、皆さんに公開して意見等を求めたという趣旨が3月2日の報告会の趣旨でございます。北海道それから国、この調査に基づいて適切な生息数にどうしたらできるのかとか、このままの状況でいいのかどうか、その調査結果に基づいて今後の政策に意見を聞きながらつなげていくんだと、そういう状況でございまして、今後、どういった対応が出てくるのかなということ、厚岸町としても今後の対応について注視しているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 実は、私、けさ6時30分ごろ、苫多の方へ行ってきたんですよ、被害状況を聞きながら。確かに23日にシラウオの建て網、雑魚の建て網が入ると。今はカレイ網だけしかやっていないと。そして、アザラシについては、おいしいニシンやら何やらであれば網ごと食べてしまうというような話もございました。建て網については、その中に入って魚を追いながら、そして被害が相当魚にはあると。そして、アザラシというのは、たしか食べて、排せつ物もそれこそ牛並みの排せつをした中で、網に残している。相当

魚には影響があるのではないか、そういう話を私伺ってきたんですよ。ですけれども、確かに3月2日の報告会ということでお話を聞いたんですよけれども、その前から何回もたしか調査をしてほしいという言い方であったと思うんですよ。だから、それが確かに今の報告の中には、難しい点もあろうと思いますけれども、頭数等やら、いろいろそういう問題も、生態系等やらについても、そういうものが調査済みであるのかなど、私、今お話ししてあったわけなんですよ。だけれども、全くそれらについてはそれこそ調査していないと。それで、この前も、いや、調査しながらならわからないね。それで3日の日の報告会である程度調査したのが、結果がそちらの方に行っただけでしょう。その結果がこれから出てくるということですね。だけれども、対応として少し遅くないかい。どこに来ているの、あなた、これ、15年前からこういうお話をしながら今まで来たのは、何やっていたの、これ。それこそ、人間とあれかい、アザラシのどっちが大事なの。漁師の人は大変ですよ、これ。死活問題ですよ。相当の危機感の中にそれらの調査がきちんとなされていないといけませんですよ、これ。そして、去年あたりの被害状況なんかも全部調べるんでしょうね。そこら辺について教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 被害の状況でありますけれども、平成15年に27件の漁業者の方から報告をいただいて、これは漁業協同組合が毎年まとめているものでありまして、27件で漁獲物だけで1,535万8,000円です。それから、平成16年になりますと21件の方に対して調査が出てきまして、1,019万円が被害金額ということであります。これは漁獲物だけに限定したものであります。それから、平成17年ですと13件で、502万5,000円が被害金額であります。これを見ても、決して、数字の上では減っているというふうになってはいますけれども、私は、被害は減っているとは思ってございません。なぜならば、どうせこういった報告をしても対応していただけないのではないかという一種のあきらめも、私はあるのではないかというふうに見ております。当然漁業協同組合、漁業者、産業振興課、思いは同じなんです。岩谷委員と同じ気持ちです。

ただ、方法としてゼニガタアザラシとゴマフアザラシという形で前回議会の中でもご答弁申し上げましたけれども、あくまでもゼニガタアザラシについては希少動物だということで、被害の大半が、厚岸町にいるアザラシの大半がその種類のアザラシだというふうに言われています。そちらの管轄でいいますと、委員もご存じだと思いますが環境省の管轄、それから、ゴマフについては回遊性ということで、厚岸町に来て、またすぐほかのところに行ってしまうというアザラシについては数字的には100頭もいない、10頭台だということで、頭数も非常にゼニガタよりも相当少ないというふうに言われてございまして、それが北海道で駆除の許可が出せるということなものですから、羅臼町もその種類のゴマフの駆除ができるというふうになってございます。悪さをするのがゼニガタが大半だということで、その許可をいただくのが環境省ということで、非常にづらいことを漁業者の皆さんには、組合含めて、非常に有害駆除を申請するのは難しいのだというお話はさせてございます。ただ、難しいんですけれども、鳥獣保護法にはそういった漁業被害があった場合についての救済ということもうたわれてございます。それが、

有害駆除なのかなと思います。金銭的な援助というのは鳥獣保護法には記載されておりませんが、こういった形で有害駆除は可能と言えれば可能なんですけれども、非常に難しいということでもあります。

ですから、漁業者あるいは研究機関、そういった協力のもとに可能性は残されているという状況でありますし、それから、先ほど岩谷委員がおっしゃられた研究ばかりしてさっぱり対策につながらないのではないかというご意見、私ももつともだと思えます。北海道それから国にとっても、この調査結果に基づいて、今回情報館で出された意見に基づきまして適切な頭数に、なるべく対応を何とかしてほしいなというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 大体内容はわかりました。ですけれども、ちょっと対応が遅過ぎる。もう大してたっているんだよ。それで今になってから報告会だって、調査して結果を出していて、これからどうするといったとき、許可を出すのに申請書を出さなければならない、それも、当てにならぬと。だけれども、道は残されているということで幾らか救いはあります。ただ、あと漁組とのそういう対応策について何かお話があったものはないか、そこをひとつお教えいただきたい。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 漁業協同組合とは、過去にも記録を見ますと平成13年の記録にもございますし、15年、16年、毎年のように我々産業振興課、それから過去、平成15年には環境政策課とも三者で、支庁の環境生活課の方にそういったお願い、そういったことも過去にやっております。昨年も、漁業者と環境政策課、環境振興課、漁業協同組合と四者が集まっているいろいろな意見交換もしてございます。そういったことで、漁業協同組合も、アザラシ対策は非常に積極的でありまして、今後とも、我々と連携をしながら、ともに、どういうふうに持っていったらいいのか、そういったことも含めて対応してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 大体組合との報告会もわかりました。ですけれども、これは希少動物という言い方の中に、確かに大事なものもあるけれども、やはり人間の生活って考えたときの保障はどうするの、これ。だから、そこら辺の調査は早目にして、報告して、許可を取るのであれば早目にしてあげなければならぬと思うんですよ。それが、昨日、今日である話はわかるんだよ。もう何年か前から話していて、今のその調査がこういうのじゃ、ちょっとのろ過ぎるのではないかと思いますよ。そこら辺、報告が出ましたら、被害状況のいろいろな問題絡めて、いい方に向いてほしいと思いますので、ひとつよろしくお願いたしたいと思えます。

以上です。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 報告は既に出ているんです。ですから、その報告に基づいて公開して、皆さんの意見を聞いて、その声と報告をもって、国とあるいは道でそれぞれの施策に結びつけていってほしいと思っていますし、そういったことを今後とも政策その他注視してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●岩谷委員 わかりました。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。ありませんか。
3番。

●南谷委員 水産振興費、一財の方から12万6,000円で、地域ハサップ推進、この内容についてお伺いさせていただきます。事業の内容。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この内容につきましては、町独自で講習会の開催を予定してございます。それから、商工会でも同じような内容の講習会を予定してございますので、これらについても連携して行いたいというふうに思っております。

それから次に、札幌から数年前から講師を呼んで、各加工場さん等々に衛生管理の実態調査を過去にやっております。その実態調査に基づきまして、現場に入っていて、それらの状況がどう変わってきたのか、そういったことも含めて講師にその状況について行っていただいているという内容でございます。

以上です。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 そうしますと、加工場というんですか、むしろ浜側サイドではなくて、今のご説明ですと全般にわたってと、こういうご理解でいいんですか。食品工場とかの衛生管理、つくる方が、買った人が処理をする側の作業工程とかの衛生管理の方を強化していく、取り組んでいかれる、こういうことでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お答え申し上げます。

決して、加工場等に限定したのではなくて、たまたまこれまでの状況が広範囲にわ

たるよりも、一応業種を絞った形で進めてきているという状況であります。ハサップにはゴールはないというふうに常に思っていますので、今回、これまでの加工場等々の衛生管理のほかに、今度、魚種を別な魚種に目を向けていこうというふうに思っていますので、それらについてハサップ専門委員会という組織がございますので、それらの中では、カキ、アサリ、コンブ等の、そういったやり方、干し方の状況も含めて、次から次というふうに対象の魚種を少しずつふやしていこうということでございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 一財から12万6,000円、水産予算が少ないのではないのかということが、よく9番委員さんの方から御指摘があるんですけども、町長は常々、厚岸町の地場製品のPRということを申しているんですけども、カキのノロウイルスの風評被害ではないんですけども、ここに来て、ハサップ対応というものを前面にきちっと厚岸町として取り組んでいかなければならない、私は時代に来ておると思うんですけども、事業計画にしても、際限のない事業でございますけれども、目玉というんですか、そういうものについてもきちんと年度、年度で、今年はどういうことをやっていくんだというものを、もっと元気のいい課長さんがおるわけでございますから、手腕に、私は非常に期待が大きいものがあるんです。ですから、もう少し、こういう時代だからこそ、ハサップ対応というものを、何でもかんでもというのは僕はできないと思うんですよ、限られた予算の中ですから。もう少し前面に出していただければなと思います、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 委員おっしゃるとおりと思っています。平成18年度には、今の加工場、魚種をサンマを中心としたマニュアルを、今、最終段階に入っています。今年度中に完成するという予定でございます。これまでになかったような、そういった対応も現在してまいりました。今後、予算的に年度途中でハサップ対応で緊急の対応が必要ということであれば、それなりの対応はしてまいりますし、ただ、ハサップ専門委員会がございまして、その専門委員会の中でいろいろ要望が仮に出てきた場合については年度途中での対応ということも考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 ハサップ推進という観点から、ノロウイルスの問題、ハサップとはどうなのかという、風評被害ですから、でも、本来どうやっていくのかといたら、水産振興でございますから、すべての魚種に向けて、こういう年ですから私は非常に期待しておったんですね。水産振興費の中で、風評被害に町としてどのような視察をして、今後を受

けとめていくということで、今後、展開について対応していくと言うんですけれども、振興費の予算の中には、余りそういう前向きな取り組みというものは見られないなと感じたんですよ。ですから、こういう年だからこそ、小さいことでもいいですから、町としてこういうことをやっていくんだというものを、もう少し前面に出していけるような計画づくりをしていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 一般質問でもお答え申し上げておりますけれども、実は水産総務費の方に、旅費の方に、192ページに今回のノロウイルスの対応ということで予算を計上させていただいております。もちろんノロウイルスの関係とハサップ、違いますけれども、ご質問者のお話も十分承りましたので、今後ともハサップの推進に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 次に、コンブの漁場改良事業についてお尋ねさせていただきます。

一財から886万3,000円の計画でございますが、総事業費は、年度がまたがるんですけれども、この辺の事業が、場所と事業スケールについて簡略でよろしいですからご説明をいただきたい。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） コンブの漁場改良事業でありますけれども、18年度の実績が既に出ていまして、18年度については事業費が4,174万7,000円で、83ヘクタールを実施いたしまして、金額では町の補助として834万3,000円を支出してございます。新年度になりますと、事業予算については5,214万円でございます。町の補助は886万3,000円を予定してございまして、改良の面積も今年は90ヘクタールを予定しているという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 そうしますと、ヘクタール数では、今年は面積が伸びたと、こういう理解ですよね。今年、カキの育成状況が、非常に売れ行きが悪いので、浜の皆さん、コンブにと意欲を、期待をしておるところなんですけど、計画段階、組合で相当詰めてこの数字を上げてこられたと思うんですけれども、組合との調整の中で町に対する要望というのは従来どおりだったんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 今年の面積等については、昨年の暮れにコンブ班の役員会がございまして、翌年の事業を決定するわけでありましてけれども、平成19年度の事業費については、5,214万円というのは班の役員会で示されている金額と同じというふうにご理解いただきたいと存じます。
- 委員長（室崎委員） よろしいですか。
- 南谷委員 はい。
- 委員長（室崎委員） 2目水産振興費、他にございますか。
なければ、先へ進みます。
197ページです。3目漁港管理費。
15番。
- 佐齋委員 ここで若竹町の岸壁の係留について、前に私聞いたことあるんですけども、現在はあれですか、地元漁船あるいは地方の漁船、工事船など係留されますよね。その使用料なんかはどのような形ですか。
- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） 係船手数料でいただいております。
- 委員長（室崎委員） 15番。
- 佐齋委員 これは、たしかあれですよ、道に納入される部分ですよ。前に聞いたときはなくて、何か質問されて、泡食って、業界さんが集まってつくったということでもって、それは前の決めた手数料のままいただいて、そっくりそのまま道の方に納めているということですね。
- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） 北海道の漁港管理条例に基づいていただいて、そのまま北海道の方に納入という形をとらせていただいております。
- 委員長（室崎委員） 他に3目ございますか。
なければ、先へ進みます。
4目漁港建設費。
5目養殖事業費。
6目水産施設費、ありませんか。
なければ、205ページです。6款1目商工費、1項商工総務費。

12番。

●谷口委員 労働の補助金なんですけれども、季節労働者冬期講習会の助成金12万1,000円、計上されているんですけれども、町長の施政方針でも同じような内容になっているんですけれども、この制度は新年度、ない制度なんですよね。どうしてこういうふうに計上されたんですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 確かに今国会審議中で、今の制度そのものが変わってくると。今50日給付が30日給付に、暫定的に40日という形で聞いてございまして、措置そのものも含めてその辺が変わってくる、今の段階では完全になくなるという形ではないので、一応予算措置をそういうふうにさせていただいております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 冬期援護制度すべてがなくなるわけではないんですよね。ただ、技能講習給付金事業については、新年度の国の予算に予算化されていないんですよ、この事業は。3年・3年・3年で、制度が始まってきて、制度としてやられてきたんだけれども、技能講習助成給付金制度というのはなくなるんですよ。通年雇用安定奨励金制度だとか、そちらは残るけれども、技能講習は制度として予算から外れているんですよ。それなのに同じようにのっている、このことなんですよ。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 先般も、通年雇用促進支援事業という形の中では、冬期も含めて私どもの方で把握していた段階では、冬期援護制度の中の一例としての特例一時金が変わっていくという形の方は把握してございまして、特に冬期援護の、今の講習制度そのものがなくなるという形では把握していなかったという形でございますので、その辺も確認した上で予算執行に当たっては検討していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 結果的にこの制度、もうなくなってしまって、今、18年度の事業を終えると、その整理が終わった段階で、今までこの講習を進めてきた事業主体は、この事業からすべて手を引くようになりますよね。結果的には事業主の団体等が行っているのがあれば、あるいは、新しい組織を立ち上げて今まで講習を進めてきたというふうになっていますけれども、結果的に課長おっしゃっているように、特例一時金の給付制度も、今度は50日から30日に短縮されようとするような状況になっていて、北海道の季節労働者にとっ

ては大変厳しい状況にあるわけですね。

それで、一講習を受けることによる援護制度として給付金が7万円程度とありましたが、一定の人数が講習を受講してきているということで、これからさらに、依然として景気が回復しない中での季節労働者、あるいは地域の産業の冬期技能講習に参加している人たちを見ると、結構水産関係で仕事をされている人、水産関係というより、自分自身が経営者でありながら、結果的に、季節的に働かざるを得ない人たちがたくさんいるんですね。そうすると、この制度もなくなることによると、結果的に出稼ぎが十分確保されるような状態であればいいんですけども、そういう状態になっていくというのは、これからますます大変な状況になるのではないのかなというふうに私は思うんですよ。

そういう中で、町がこの制度がなくなることで12万1,000円見たと。あるいは会場を提供する援助も今度はしなくてもよくなかったということではなくて、新たな展開も考えてほしいと思うんですよ。今、職安情報等を生活改善センターにはたしか提示していましたよね。厚岸町役場もしていたのかどうか忘れましたが、そういう情報が瞬時にわかるような体制をつくってほしいと思うんです。改善センターのほかに、できれば役場あるいは梅香町支所、そういうところを含めて、そういう情報がどんどん入るような体制をつくってほしいなというふうに思いますし、担当課でもその辺の相談も受け入れるような体制をつくり上げてほしいというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答えいたします。

質問者言われたとおり、本当に厚岸町においても冬期失業する方が多うございます。それに入れて、働く場所がないという状況含めて、国は政策を変えながら新たなもので地域という形で、さらにハードルの高い制度を考えているような考え方で、6月にある程度また具体的な説明会という形で予定されておりまして、その中で厚岸町だけができるという形ではなくても、いろいろなことを検討していかなければならないというふうに考えてございます。

それから、先ほどの雇用情報の関係については、今、質問者言われた商工会、役場の私のところ、支所の方にはハローワークの方から随時求人情報が来た段階ではそれが新しく更新されているという形になっていますので、ご理解いただきたいと思います。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

なければ先へ進みます。

2目商工振興費。

7番。

●中屋委員 商工振興費でお伺いたします。

補助金、商工会、一昨年1,392万円、今年は1,663万7,000円、271万7,000円、20%の増となっておりますが、普通、商工会の補助金は人件費または地域振興事業費と、大きく分けてその2つの補助だと思っておりますが、このたび、人件費に補助するのか、それとも地域振興事業費に補助するのか。もしそうだとしたならば、事業の内容を説明願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

商工会に対する助成の関心の多くは経営改善普及事業という形で、要は商工会に関する組織の中で行われる、法律に基づいて行われる小規模商工事業者経営改善事業という一つの事業に基づいて、おおむね人件費、北海道が補助するその残というか、そういうものに対して厚岸町も補助するという形になってございまして、厚岸町としては、厚岸町の商業振興事業補助金交付要綱に基づいて積算されて出しているという形でございます。したがって、その中に地域振興の部分もありますけれども、ほとんど基本的には人件費に係る分として助成しているという形でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、昨年に比べてふえているという要素の関係でございまして、当然要綱の中で100分の80以内の中での総合、厚岸町と商工会との中での調整額で落ちているところもありますけれども、今回については基本的に商工会自体も、人件費も連合会を通じて減らされてきているという形の努力もされているという形の中で、経営に対して厚岸町は助成したいという形で、ある程度その以内の中で助成額が算出されているという形でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 7番。

●中屋委員 それでは、主にこの増額は人件費ということで押さえておけばいいんですね。

それと、今の人員の、ふえるだとかそういうことではなくて、今のスタッフの中でもって271万7,000円増額になったということで理解していいですか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） そのとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 7番さん、よろしいですか。

7番。

●中屋委員 昨年、たしか100分の70だったですね、補助、人件費に対しては。違ったですか。いいです、わかりました。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 私も同じようなことをお聞きしようと思って、中屋さん聞いたものですから、そうすると、これはあれですね、人件費や何か、いろいろな形でもって出すということですね。じゃ、商工会の会員としては大変ありがたいことなので、私、前から言っている、議会に業と農の方の議案書はたくさんあるけれども、商はいつも少なく、商工をばかにしているのかと言うほどですから、ただ、町財政厳しいんだから、ほかを削りながら商工にこれだけの、こういうのがあるということに対していろいろな思案が出てくると思うんですね。その辺は企画できちっと説明できない、会員でありながら。私は、前は役員をやっていましたけれども、そういう立場でいましたけれども、そういう形でもって、説明するときにはきちっと説明できねばならないものですから、もう一度、きちっとわかりやすいような説明をしていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、補助金の額の算定というのは要綱に基づいて積算されるという形でございます。その中のうちほとんど人件費なんですけれども、例えば、経営指導員の人件費については道補助金の残分を大体100分の100以内とか、それから、補助員の人件費については100分の100以内、記帳専任職員人件費については100分の80以内とか、それぞれ、もとによって配分率というのか、率が決まっています。ただ、その中に町財政厳しい折には、当然「以内」ですから、その中で少しこの辺では落として、コンマ何%落として助成額を決めるという形になってはいますけれども、今回については商工会も頑張っております。さらには、商工会としての連合会からの給与基準も下がっている形も配慮しまして、要求額を満度に算定させていただいて、助成額を定めたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 そうしたら、あれですね、算定額はその年によって変わるということですね。100分の80になったり、さっき中屋さん、100分の70が80になったり、そういう形で変わるということですね。これは、商工会から要望の方としては、例えば人件費の値上げでなく、今、課長言ったように、道も厳しいから道の補助金がカットされた。そういうふうにしたら町がかぶってあげましょうというふうに理解していいんですね。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） お答え申し上げます。

したがって、規則的には道の補助金の残という形になりますけれども、それに

対して100分の100以内とか、要は予算の範囲内とかという形の要綱になっていますから、だから、決まったら、道のマイナス分を厚岸町がかぶるのかと。当然そういうふうには、厚岸町の財政も厳しいですからそういうふうにはならない。当然そういう中では、要望があったとしても商工会にその事情も説明しながら、以内の中で決定していくという形でご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 私が言うに、会員の立場では大変ありがたいです、補助金を出してくれるということはありがたいんです。ただ、町財政が厳しい中、100分の70って変わるんだろけれども、ただ、それが今までお願いしても厳しくて、なかなか財政よくないで、話を聞いてくれなかったものが、何で今年、例えばこれだけのものが、ぽんと理解を得てってくれたのか、それが不思議なものですから、それをもう一回。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長） 基本的には、昨年の場合ですと、例えば町の職員給与もカットしているという事情も踏まえた中で、要望額全額ということにならないよという形の中で調整額で少し落とさせていただいてきています。したがって、商工会の方も、連合会から給与基準がそういうふうにならなくなったという状況の中では、それだけの商工会としても努力をしているという形の中で、今回要求あった部分については一応要望額を私どもの方で検討して、全額、要綱の範囲の中で決めさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●佐齋委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 2目商工振興費、他にございませんか。

なければ先に進みます。

3目食文化振興費、ありませんか。

4目観光振興費。

5目観光施設費、ありませんか。

次に、217ページです。

それでは、進めます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

2目土木車両管理費。

3目土木用地費、ありませんか。

4目地籍調査費。

8番。

●音喜多委員 字名改正の関係についてお尋ねしたいと思いますが、まだ予定表にという

か、3カ年実施計画の中ではまだ3年ほど残しておりますが、事実上、町の字名というか、そういったことについてはいつころ終わる予定でいらっしゃいますか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

町の中の、市街地でございますけれども、市街地の字名の改正が終わるのはいつころかということでございます。市街地につきましては、平成18年度から入ってきておりまして、21年度に終わる予定でございます。それで、字名改正がすべて終了するという形になります。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そうすると、21年度にはすべて町の中というか、地名、そういったものは残務整理的な台帳の補正とか、そういうものを抜いて、21年度には終わるということの手配だということでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 質問者のおっしゃるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 実は、町の中へ、こうして既に、もと言われていました太田南とか白浜とか変わってきて、町の中が結構変わってきています。それで、町の人から、いつ、町中がすきっとするというか、そういう字名ができるのかと。字名ができた時点で町のどこが何丁目とどこが何丁目だという、そういう地図的な永久版ができないのかと。既に今言われたように一部改正になって、年賀状等なんかには何丁目に変わりましたと。じゃ、どこから地図的に何丁目から変わったのかなという、町の人からほかの、いわゆる年賀状をいただいた方が、出した方は自分が何丁目ということはわかっているんですけども、白浜何丁目とかということにはわかっているんですけども、いただいた方は、ここは何丁目なんだろうけれども、白浜はどういうふうに切ったんでしょうかという話があるわけですよ。すると、それを聞くと、これは町としても終わった時点で、永久的なというか、永久保存版的な、一目わかる町内の区画というんですか、線引きを、町名別に分けた、町名というか、線を引いたものがわかるような永久保存版と言えば大げさになるのかもしれませんが、当分の間、続くと思うんですね。覚えるまでというか、線がはっきりするまでというか、そうすると年代もちょっと変わってくるのかもしれませんが、過去のいい例として、本町が湾月町一丁目から三丁目とか、あるいは松葉町が一丁目から四丁目と、ああいうふうに切りかわるときも、かなり町の人が線引きというんですか、三丁目と四丁目の間がこの道路を境にしているとか、そういった覚え込むには相当時間がか

かった経緯がございます。そんなことでは、今、真竜側の方も既にやっておりますが、郡部の方は、例えば上尾幌なら上尾幌一つで見ればいいんですが、今言っているように白浜とか、あるいはこれから宮園、もう終わったんですか、宮園も。すると、どこからどっちが何丁目なのかも私はわからないんですが、そういう、町民の方にわかるようなきちとしたものが欲しいということでございますので、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

字名改正をしまして町民がわかるような地図が欲しいということでございますけれども、市街地の方それから郡部の方につきましても、字名改正を毎年2回に分けて行っておりますけれども、終わったところにつきましては、まず集会所の方に字名箇所がどういうふうになった地図になったのかというのを張りつけさせていただいております。そこでまずご確認をしていただくと。市街地と郡部もそうなんですけれども、個人個人が手に持つような図面となりますと、かなり図面自体が縮小する形になりますので、非常に見づらいというところが出てくるかと思えます。その辺、見づらいということで、集会所の方に大きな図面を掲示させていただいてはございます。

ただ、質問者がおっしゃいますことも確かにわかることでございます。自分たちがこの場所かわからないというところもございまして、それら、今後、縮尺の絡みがございまして見づらいというところもあるのかもしれないけれども、そういった配慮等、検討してみたいと思えますので、ご理解願います。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 お金のかかる話になりますけれども、町民のサービスの一環として、ポイントというか、何丁目、何丁目あたりの、例えば、どこにコンビニがあるとか、そういう目印なんかも工夫されて、できればわかるような形で、何丁目の境界とか、そういったことをあと3年の中で総合的に考えて、ぜひ検討、そして実現していただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今のご質問でございますけれども、あとは民間の例えばゼンリンとか、民間で販売している市街地図等もございまして。そういう中でも、今、字名改正をした中ではそういうふうにしていて、図面を訂正していくという形もとってございます。それと、一般的な町民の中にも、図面自体の縮尺の関係はございますが、町の方としても、そういったものを何か町民の中にわかりやすい方法はないのか、検討していきたいと思えますので、ご理解を願いたいと思えます。

●音喜多委員 お願いします。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 字名改正についてお尋ねしたいんですけども、今までのやり方を見ますと、町名をつけるところもありますし、つけないところもありますし、番地は通し番地になっているようなんですけども、そういう押さえでよかったですでしょうか、今までやったところ。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今までやったところは、番地は通し番になっているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 結果的に今まで通し番号ですから、地域によってはかなり数字がいっぱい並ぶ番地もできていますよね。それで、今度はいよいよ真栄町だとか住の江町だとか、市街地に入ってきているんですけども、私の家、道路に面しているせいかどうか知りませんが、結構、道路に出た途端に、通行されている人に「何々病院はどっちでしょうか」「警察はどこに行けばいいんでしょうか」とかって聞かれるんですよ。そういう機会がすごい多いの。朝なんかは反対側に向いて歩いている人から聞かれる、そういうのもいっぱいあるんです。それで、私は、今までの通し番地というのは、ちょっと疑問があるんですよ。やる方は非常に業務的にやりやすいのかもしれないけれども、結果的には、どの一帯は何番地なのか、どの一帯は何番地なのかということがわかった方が、そういう、厚岸町をせっかく観光の町だとか何とかって売り出しているながら、その一帯が何番地に行けばいいのかというのを探すとすると、253番地といたらどこかなって考えなければならぬというのは困ると思うんです。その建物がなくても、大番地がわかれば、それはどこに行けばいいですよと。三丁目の何番地はこの辺ですと。そして、それに小番地がついていけば、それは小番地については明らかにしなくてもいいわけでしょう。そうすれば、大体この地域はこの辺にありますよということがわかるような方法をとられた方が、市街地についてはいいのではないのかなと思いますけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

今、質問者おっしゃいましたとおり、それが以前問題となったところで、地番がわかりづらいというところが、こうした字名改正につながってきたものでございまして、例えば、住の江町とかそういったところは、住の江町の中で通し番になっていますので、非常に番地がわかりづらいと。つながっておりませんから、次の隣の家が全然違う番地

になっている、そういったことがございまして、そういったものを整理しよう。じゃ、整理するに当たりましては、例えば住の江町でありますと、一丁目から三丁目に区切るわけです。区切ってから、それから次、何番地といった配置を通しでつけていくと。そういうスタイルになりますので、一つのものが3つぐらいに分かれた中での通し番という形にしていきますので、その中で区域をわかりやすくしていくという形でございます。

ほかの市街地につきましても、そういった、真栄町につきましても同じような形で、真栄町自体はもともと一丁目、二丁目、三丁目という形でスタイル的には分かれておりましたので、それほど変化はないわけでございますけれども、住の江町とか、こういったところにつきましても分けていくと。一丁目自体、何丁目というところから分けていく、分けた後に通し番をつけていくといったスタイルで行っていきますので、その辺はご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 宮園町の鉄北だとか、以前194番地に行ったら、一帯が194番地だったわけでしょう。それをいろいろ区切って行って、194の幾つ、幾つというようなやり方をしたわけですね。それから、住の江町の方も3番地がありながら、3番地があっちへ行ったり、こっちへ行ったりというような感じでやられていて、非常に複雑でわかりにくいと。だから、一丁目、二丁目、三丁目区切ることは、私は全然異論がないの、そこまでは。そこまでは異論がないんですよ。ただ、言えるのは、一区画、道路の例えば、一升ごとになっていますよね、大体縦横、十文字に道路ってなっていますから。そうすると、その一升が1番地なら1番地にして、その中を小番地にしてやった方が、本当はわかりやすいのではないのかということをおっしゃっているんです。課長の言っていることは私も重々知っていて、そういうことはだめだから字名改正をすべきだって、私は提案したんですから。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この字名改正の作業でございますけれども、これは町民の要望、それから議会の中でも話が出されまして、平成10年度から基本計画作成に入っているわけでございます。そうした作成の中では、町民の方、そうした中で各地域ごとに懇談会を開きまして、どういうふうにして分けたいのか、字名、地名の名前、そういったものも要望、意見を踏まえまして、今回こうした形で決めて字名改正を行って来ているものでございますので、この辺は町民の意見と、それを踏まえた中での区画割をしていったという形でございますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午前11時55分休憩

- 委員長（室崎委員） 再開します。
4 目地籍調査費のところ、12番さんに対する答弁から始めます。
建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 質問の趣旨の答弁ができなくて申しわけございません。
一つの区画に地番をつけ、枝番をつけるということですが、地番をつけるのは法務局の職権行為でございます、町がつけるものではございません。法務局がつけるものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。
- 委員長（室崎委員） 12番。
- 谷口委員 その仕組みについてはわかりましたけれども、今、行政がどれだけ民意を反映していくかということが大事だと思うんですね。それで、今の時代は一方的に上から「法律がこうなっているからこうだ」ということではなくて、そういうものを十分把握した上で事業を進めていくということになっていかないと困るのではないのかなというふうには私に思ひますよ。ですから、それらについては、そういう声を町としても十分吸い上げながら、それらについて対応ができるように、あるいは働きかけをするなど、十分検討して対応していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。
- 委員長（室崎委員） 建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） この字名改正に伴いますことでございますけれども、これは法務局の方でも今までこうした問題があることを理解しながら地番の方をつけていっているかと思ひます。今後も、こういった問題等、法務局の方にもお話を申し上げ、検討していただきたいということをしていきたいと思ひますので、ご理解を願ひます。
- 谷口委員 いいです。
- 委員長（室崎委員） 4 目地籍調査費、他にございませんか。
なければ先へ進みます。
2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。
13番。
- 菊池委員 222ページ、負担金、地域高規格道路釧路中標津道路整備促進期成会、これは、何年度から何年度の計画か教えてください。
- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時02分休憩

午後 1 時07分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。
地域高規格道路釧路中標津道路整備促進期成会の中の計画でございますけれども、何年から何年までの計画なのかということでございますが、平成9年度からこの計画が始まっておりまして、ただ、いつまでかということは現在明示されておりません。予定が立っていないという状況でございますので、ご理解をお願いします。

- 委員長（室崎委員） 13番。

- 菊池委員 前に、委員会室で関係部の方々が参りまして説明会がありまして、釧路から中標津まで行くまでの道路の予定線が示されましたが、その計画どおりの道路予定になっておりますか。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時08分休憩

午後 1 時10分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（北村課長） お答えいたします。
釧路から根室までの広域基幹道路、これについては現在調査区間となっております、事業の実施時期だとか終了時期だとか、それさえも、ルートさえも決まっていない状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 先ほどのことでございますけれども、まだ予定明示されておりませんので、そういうことでございます。

- 委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 町長にお聞きします。

町村会関係では、これらの要望は、ずっと整備の促進について要望は出しておりますよね。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭課長） ここに書かれております整備促進期成会としての行動を理解しておりますし、さらにまた、期成会というのは多分釧路地方開発期成会のことではなかろうかと思いますが、当然運動を展開いたしておりますが、今、担当課長から説明があったとおりでございます。

●菊池委員 いいです、わかりました。

●委員長（室崎委員） 1目道路橋梁維持費、他にありますか。

なければ先に進みます。

223ページ、2目道路新設改良費。

5番。

●中川委員 この前、何日目ですか、早く4時30分ごろ議会が終わりましたときに、建設課長の方へ勉強に行きまして、若竹町の通りの整備事業、私が欠席している間にいろいろ説明あったと思いましたので、課長や補佐のところへ勉強に行ったんですけれども、それで、大体概要がつかめましたので、ここで簡単にお聞きしたいんですけれども、おとしでしたでしょうか、松葉町をやられた際に、後から聞いたんですけれども、歩道の関係が何か段差がついていてとかって、いろいろ松葉町の住民から話を聞いていたので、それらは建設課の方でつかんでいると思えますけれども、そういうことが起こらないように、ぜひ若竹町の際に注意を払っていただきたいなと思います。

それから、歩道の関係というんですか、横断に、横文字でインターロッキングだか、こう言うんですか、あれもきちっと入るのかどうなのか、それらお答えいただきたいなと思うんですけれども、あとはこの前聞きましたので、勉強させていただきましたのでわかりましたが、歩道の関係で、松葉町がいざこざといいますか、何かあったみたいなんですけれども、そのようなことにならないようにひとつ若竹町も注意してやっていただきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

若竹町通りの整備でございますけれども、まず、歩道のところでございます。松葉町通りと同じような歩道のスタイルになるのかということでございますが、松葉町通りの方はセミフラット方式といって、若干縁石より歩道が少し下がっている形となっております。それは、歩行者の段差解消ということでああいう形になってきております。

若竹町通りでございますけれども、若竹町通りにつきましては、縁石をもともと低目の縁石にかえまして、形的にはマウント方式といたしまして、今と同じような形の構造とする考えでございます。

それから、歩道の部分のインターロッキングブロックですか、そういったものでございますけれども、その辺の詳細についてはまだ決まっておきませんので、今後、工事設計に当たる際、検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

●委員長（室崎委員） 5番。

●中川委員 今の歩道もそうなんですけれども、あそこに浮田川がありまして、ずっとカーブを描いているんですけれども、恐らくそういうふうになっていくと思うんですよね。松葉町は平らみたいなんですけれども、あそこに、もとのふる屋さんのところの川がありますから、そこから行きますと、だんだん歩道が太鼓というんですか、そういうふうに今もなっていますし、もちろんそうしなければならないと思うんですけれども、そこも住民といろいろ協議されて、そして、家の前に、玄関のところに水がたまらないように排水というんですかね、あったり、いろいろ苦情もありましたので、どこかつけるところはあるんでしょうけれども、つけるというんですか、よく研究されてやっていただきたいなと思うんですけれども、こまごまことは私、また後でお願いに行きたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今のご質問でございますが、これは若竹町通りの縦断勾配のことだと思います。あその道路は勾配がついていない道路で、雨水排水の計画も非常に難しいところでございます。これらの設計する段階に当たりまして、十分検討しながら行っていきたいと考えてございますので、ご理解をお願いします。

●中川委員 よろしくお願ひします。

●委員長（室崎委員） 2目道路新設改良費。
12番。

●谷口委員 尾幌の道路で、現在、農協のガソリンスタンドありますよね。あれから鉄道の線路に向かって道路が1本入っていつている。クーラーステーションというか、昔、集乳場と言った方が早いと思うんですけれども、それがあつた方に向かっている道路があるんですが、それをぐるっと回れば駅前まで出てくるんですけれども、あの道路は、一部分、町道だと思うんですけれども、それで間違いないかどうか。

それから、尾幌の柳田商店があるんですけれども、その土地を通過して、一部、ごみ収集を含めて利用されている通りがかぎの手に国道につながる、町道と国道を結ぶ道路があるんですが、これは、今まだ私道のままなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

最初に言われたところの道路でございますが、これにつきましては、町道でございます。町道名、尾幌7号線道路でございます。その後と言われていた道路でございますけれども、これにつきましては、まだ私道の道路となっております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 7号線ですか、これは相当古い道路ですよ、地域の道路としては。以前はこのほかに、さっき言ったようにクーラーステーションと言ったか、昔は集乳場と言ったんですけれども、牛乳を集荷する、そういう施設もあったわけですよ。それで、この道路が今でも未舗装のままずっと推移しているんですけれども、尾幌もかなり舗装が進んで、去年までに尾幌の郵便局の裏の方の舗装も進んで、いよいよ残ってきているのは、きっと町道では、市街地ではこれくらいが最後かなというところに来ているんですけれども、この舗装化への位置づけ、どういうふうになっているのかなということと、それから、後の方で言った道路なんです、町道ではないわけですよ。ただ、道路用地というか、そういう用地が一部国道から線路の方に向かってあるはずなんですけれども、それとの位置が全くずれてしまっていて、利用形態とそれが合わないことによって、この道路はずっとそのままで推移しているんですけれども、結果的にはあそこに何軒かの家がずっと張りついているという状況を見ると、その用地と現道と、きちんと土地所有者等も含めて話し合っ、町道にできるものは町道にしていくとか、そういう方策をきちんととっていくべきではないのかなと。そうすると、だれが管理をするのか、きっと今、町も一定の配慮をしながらごみ収集等を行ったり、あるいは、本当に道路が傷んだときにはバラスを入れているのかどうかはわかりませんが、除雪等の対応は町がしているはずですよ。そういうことを解消していくということも必要ではないのかなと思いますけれども、どのように考えているかお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

最初の尾幌7号線の道路舗装の関係でございますけれども、今、こちらの予定といたしましては、3年以上の計画では平成20年度に舗装を行うような計画となっております。

それから、その後の私道の部分でございますけれども、これは一度、後ろの部分は個人の土地でございます、それら用地の絡み、交渉した経緯があるようでございます。それが、なかなか交渉がうまくいなくて、用地を寄附していただけたら、そういったことにならなかったという経緯がございます。最終的には、厚岸町の私有道路の町道路線認定に関する基準がございますので、それに合わせた形で対処できればと考えてござ

いますので、ご理解をお願いします。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 後者については、粘り強く当事者等とも交渉していただきたいなというふう
に思うんですね。一回、二回では解決できないということだと思いますので、当時の
人と今いる人との違いだとか、そういうのもあると思いますので、その辺、十分配慮し
て当たってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今後も十分配慮いたしまして交渉に当たりたいと思いますので、
ご理解をお願いします。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 2目、他にありますか。

なければ先へ進みます。

229ページ、3目除雪対策費、3項河川費、1目河川総務費。

12番。

●谷口委員 別寒辺牛水系治水砂防施設整備事業なんですけど、この事業、1億5,995万1,000
円ですね。工事費委託料、この委託料というのは河川調査・実施設計となっています
けれども、河川調査と実施設計のそれぞれの委託料の額、分けて説明をしていただきた
いんですが。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

別寒辺牛水系治水砂防施設整備事業、この河川調査委託料の内訳でございますけれど
も、まず、河川調査につきましては4,581万2,000円、それから、土砂流出防止対策実施
設計、これを850万4,000円、土砂生産量予測検討業務、これが2,470万7,000円、あくまで
もこれは予定の価格でございますけれども、こういったものの合計が7,902万3,000円と
なるものでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 河川調査費の方の調査なんですけれども、これは結果的には検討委員会では
たか、その最終報告、それに基づいて生態系を調査するということになると思うんで
すけれども、これと実施設計と土砂流出の何だかと言いましたけれども、そういうもの

は並行してやっちゃうんですか。それとも、ある程度の調査が終わった段階で次の段階に移っていく、そういう進め方でいく事業なんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 河川調査の実施のやり方でございますけれども、まず河川調査につきましては相当期間がかかります。できれば4月下旬から5月上旬にかけて、それから12月いっぱいまでの期間をかけて調査をしていくものでございます。それと、実施設計につきましては、あくまでも、今、土砂の生産減となる部分を見つけておりますので、そのこの工事を行うための実施設計を行うというものでございます。ですから、河川調査はずっと4月下旬から12月までかけてやると。実施設計はあくまでも設計業務でございますから、それはまた別の中でやっていくという形になります。

それと、土砂の生産量予測検討業務というものを言いましたけれども、これらは調査とまた別な業務でございます。自然及び人為的により生産される土砂量の算定をするわけでございます。それと、演習行為、こういうものによって土砂流出量がどの程度出てくるのかというのを検討するといったものでございます。おのおの別々の動きの中で行えるというものでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今回、私は本来であれば、今、本当に工事をしなければならないのかどうかという点では疑問に思うんですが、このような工事を、先に砂防ダムをやって、大体完成してから問題が発覚して事業を見直していかなければならないということになったわけですね。そうであれば、私は、もう少し期間を置いて慎重な調査を行い、その上で、何が問題なのかを明らかにしながら事業に入っていくべきではないのかなというふうに思うんですけれども、そういう点では、河川調査というのがきちんと行われて、生態系の調査だとか、どういうふうに河川がなっているのか十分把握しなければ、また同じようなことが途中で起きてはまずいのではないのかなというふうに私は思うんですよ。ですから、今回、河川調査を行うのは、どの川を行う今年に予定しているんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今回の河川調査を行うのはどこの調査かといいますと、まずトライベツ川の調査を行います。それと西フツポウシ川、ここの調査も行います。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今、私が言ったように、調査は慎重でなければならないと思うんですよ。

結果的に、一度手をかけたものをもとに戻すというのは大変なことだし、私も、各砂防ダムの演習場内の調査に何回か参加する機会がありました。それで、結果的に今スリット化したのはトライベツの砂防ダム1基なんですけれども、一回砂防ダムをつくって、瞬間的にでも水がたまったダムの上流というのはすごく荒れているんですよ。ほとんどの木は一定程度の面積で枯れ、そして朽ちているというような状態になっているところも何カ所かあるわけですよ。だけれども、砂防ダム内の容量がありますから、すべてがそうなっているというふうにはなっていないんですけれども、今度、スリット化した、そういう影響調査だとか、そういうものも含めて、慎重な上にも慎重な調査をしながらやっていかないと、実際できてからやるというのは非常に困難を伴うし、むだなお金を使ってしまうことになっていくのではないのかなというふうに私は思うんですよ。ですから、そもそも土砂の流出減対策を進めると言いながら、結果的にはその地域の実情が大きく変わってしまうということはどうしても避けなければならないし、そういうふうにならないような方向で進めていただきたいなというふうに思うんです。そういうことで、ひとつよろしく願いいたします。

それから、もう一つお伺いしたいんですが、一般質問でも質問したんですが、尾幌川の河川改修が今行われておりますけれども、事業の実施状況、今後の予定等については十分説明を受けました。ただ、その中でも申し上げましたけれども、災害に対する予防はさらに慎重に行わなければならないというふうに思うんですよ。それで、一般質問の際にも申し上げましたけれども、27年の十勝沖地震の際には一定程度の川の上流まで津波が駆け上がっていたという地域の証言もあるわけですから、そうすると、今度は川幅、以前から見るとはるかに広い川幅になっていますし直線もなっている。そのことを考えると、一気にさらに上流に津波が上っていく可能性は否定できないと思うんですよ。そうすると、途中で一定の歯どめというか、防潮の装置、そういうものを設置することも必要になってくるのではないのかなというふうに考えるんですけれども、それらについてはどういうふうに考えているか、お尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、別寒辺牛水系の砂防施設整備事業の絡みでございますけれども、土砂生産減対策、これらを実施していくのは、これは矢臼別演習場別寒辺牛水系土砂流出対策検討委員会の最終報告、これを踏まえて、土砂生産減対策を実施していくというものでございます。そうした中で工事を行っていくと。それとあわせて河川調査をして、常にその状況を把握し効果を検証していくというものでございますので、今後もこうした形で進めていくことになるかと考えてございます。

それから、尾幌川の津波対策のことでございますけれども、尾幌の断面というのはかなり大きな断面で計画もされておまして、これらに水門といったものをつけるとなると、相当の費用それから管理がかかってくるかと思えます。現在、これは北海道で行われている事業でございますので、こういった大きな河川につきましては、通常は今、津波の検討までされていないのが通常ではございます。しかしながら、浸水対策とした中で

は19年度に浸水ハザードマップといったものをつくりながらその対策を講じていきたいというものも考えておりますので、それを含めて中で、また地域等含めて対策を検討していければと思います。あくまでもこれは北海道の事業でございますので、そういったものは含めて北海道にまた投げかけていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目河川総務費、他にありますか。

なければ先に進みます。

233ページ、4項都市計画費、1目都市計画総務費。

3目下水道費。

4項公園費、1目公園管理費。

10番。

●池田委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、公園管理費の中で、施設管理委託料のパークゴルフ場管理委託料があるんですけども、18年は127万3,000円、19年には48万1,000円増の175万4,000円の、38%増となっておりますが、内容をお知らせ願ひたいと思ひます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

公園委託料の増額でございますけれども、その内容でございますけれども、これはパークゴルフ場の管理委託料の増でございますして、特に太田農村公園のパークゴルフ場、この芝を管理することの回数とそれらをふやしたことにより、増としたものでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●池田委員 特に芝管理というのは、人件費か何かというと、面積がふえたわけではないんですね。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 管理する面積がふえたわけではございません。中身の頻度がふえたということでございます。

●池田委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、他にありますか。

なければ先へ進みます。

2目公園事業費。

6番。

●佐藤委員 一つ確認しておきたいと思えますけれども、松葉町憩いの広場整備事業の関係でありますけれども、予定されております四百二、三十平米ぐらいの土地の購入が予算にのっておりますけれども、その土地に建っております、この予算書で言う支障物件というのは何棟あるのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

支障物件は1件でございます。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐藤委員 支障物件は、だれか住まわれているとかあるいは無人だとか、そういうのはわかりますか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） その支障物件でございますけれども、今、住まわれているところでございます。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐藤委員 そうしますと、こういう計画がされまして、役場では支障物件ということですが、住んでいる人は支障物件でも何でもないわけでありまして、仮にこの予算が通りまして、そういう交渉といいますか、お話し合いといいますか、そういうものがされるんだろうと思えますけれども、その場合に、計画に応じていただけたということになれば、住まわれている方は今度新たな住まいというものはどういうふうを考えればよろしいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

これにつきましては、あくまで個人との交渉でございますが、これをどう住まわれるかというのは、また個々の考えがございます。個人の考えの中でどうするかということになってまいりますので、その辺はご理解願いたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐藤委員 じゃ、例えばこういう聞き方をしたら答えていただけますか。これからその話があって、理解をされて、協力という言い方もおかしいかもしれませんが、協力しましょうという話になりまして、じゃ、その後の住まいを補償費なり土地の売却代金で、新たにどこか土地を求めて建てればいいんでしょうけれども、年齢的な問題あるいは家族の構成の問題等々でそうもいかないという場合に、それは個人で考えてくれということになるのかどうか。あるいは、それがそうであれば、この計画が進んでいかないということにまたなりますから、その辺は町でこの程度の配慮はしたいんだとか、その程度は答えていただけるのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

同じことの答弁になると思いますけれども、相手方の考え方の進め方でございますので、できる限りのことはしたいとは考えますけれども、あくまでもこれは対相手の方の、地権者の考えとなりますので、それらのご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐藤委員 いや、この程度は答えて、何か支障ありますか。例えば、こういう希望があれば、こういう形でこたえることができるのでないかとか、それはどういう希望かもわかりませんよ。わかりませんが、相手側とのこれからのことですから答えられないって、答えられないような理由がわからないんですけども。じゃ、もっと簡単に言いますか、そうしたら。例えば、その計画で理解をされまして、そういう形に、あなた方の言う希望に沿った形で話がいったとしますよね。「じゃ、私の家をどこか世話していただけますか」といったときに、どういう対応されるんですか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭課長） お答えをさせていただきます。

町のために物件を提供いただく、売買交渉に応じていただくという中で、結果的に町に売買いたしますということになりますと、当然、現在人が住んでいるわけですから、その後の住居等の関係も出てくるわけでありまして。これから話し合いの中で進めることではありますが、そういう中で、金銭は別ですけれども、生活する上に支障がないように、町としてもできるだけ協力を申し上げるということは当然のことであると、そのように思います。

●委員長（室崎委員） 6番。

●佐藤委員 わかったような、わからないような答えなんだよな。だから、そういう希望があったら、他人の家をどうすることはできないけれども、例えば、公営住宅を町が管理していますよね。そういうところできちっとしかるべきあきがあって、そういうところに、例えばできればお世話しますよとか、そういう形で対応するということがいいんでしょう。たまたま公営住宅って固有名詞出しちゃったけれども、今、町長の答弁された答えというのは。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狹課長） 空き家があればそういうことも考えられることであろうと思っています。

●佐藤委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 2目、他にありますか。
7番。

●中屋委員 物件の方はわかりましたけれども、用地購入をお伺いいたします。425平米、約ですが130坪、金額にすると、平均にすると坪7万円ぐらいになります。この用地購入のところに、今、物件が建っているものはあるんですか。それとも、まるっきり更地なんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

用地購入のところには物件が建っているところもございます。2筆ございまして、1筆の方については物件が建っている形になってございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●中屋委員 それは、あくまでも行政の方では更地にして用地を購入するということで理解していいんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 用地購入につきましても、あくまでも土地の評価に応じた価格として買うという形になります。それが、あとほかには物件があれば物件移転補償という形で、別の方の項目で補償するということがございます。

もう一度お答えしますが、あくまでも更地という考えでもって、土地の部分に

つきましては更地というような考えでもってなろうかと思えます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●中屋委員 今、6番、佐藤委員も物件移転の問題と用地の購入でもってあれしたんですけれども、行政としては目的というか、計画、用地買収してそういう話になったと。そういうその後の目的はあるんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 松葉町憩いの広場、ここの部分の今後の目的でございますけれども、ここら土地の買収をいたしまして、もともとの計画でありますのがトイレそれと駐車場、こういったものが計画されて、今後、これに合った形で物づくりをしていきたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●中屋委員 3カ年実施計画によると20年にトイレの予定はしていますけれども、あと駐車場だけで終わりですか。それよりも、目的というか、予定はないんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

3カ年実施計画の中では、平成20年度、広場のトイレという形で計上をさせていただいておりますけれども、ここの松葉町憩いの広場につきましては、隣の方にまだ第一みらい信用金庫のスペースも、跡地も残っているわけでございます。今、こうしたところのスペース含めて、松葉地区の商店街の皆様と、こういったところの活用計画はどうあるべきか、どういうふうにして活用していくかというのを今投げかけているところでございます。そうした話し合いをもとに、今後これらの駐車場なりトイレ、その中によっては、部分的には形変更をしなければならないという部分はありますけれども、地区の商店街の皆様と話し合いを持って、有効な活用を図る方法を考えながら計画していきたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員） 7番。

●中屋委員 そういうことであるならば、そういう話です。なるべくなら、用地をせつかく購入するんですから、少しでも既存される商店街が潤うような有効活用するようなものを進めていただきたいと思いますようお願いする次第でございます。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま質問ありましたとおり、今後、松葉地区の商店街活性化に向けて有効に活用、さらに活性化ができるような計画、商店街の皆様、地区の皆様と話し合いながら計画を持っていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

●委員長（室崎委員） 他に2目ありますか。
16番。

●竹田委員 記憶が定かでないんですけども、以前に調査費という形で、松葉町の公園事業の部分について調査費というものが使われたときに、幾人からの議員の質問の中で、「将来、この土地を調査してどうするんですか」と言っているときに、将来的にまだ購入する考えは全然ないという答弁をいただいたのがあるというふうに私は確認しております。それで、今回、この土地を買うということになって、信金の跡地までという計画だといううわさなんですけれども、最終的には松葉町憩いの広場整備事業というのは、総体的な、買い上げる土地の総体面積というんですか、それと最終的にかかってくる費用、もし購入されるとしたら、その辺、わかれば教えてください。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

松葉町憩いの広場の土地の、どれだけ将来購入するのかということですが、今回19年度に予算をのせてございまして、隣の第一みらい信用金庫さんの跡地がございまして、これらのことについては、まだこれからどうやって行っていくか、どうしていこうかというところでございまして、ここまでどうするということは、町の中の商店街の皆様とも、まだ要望なり話し合いなり、こういったものが必要だから、ここの面積が欲しいとか必要だということまで行っておりません。ただ、ここの19年度におきましては、第一みらいさんの横の土地のどこの建物なり土地の調査をしておきます。調査をしておいて、その中で、もし地域の皆様と話し合える中で、ここまで広げるような計画になってきますと、こちらの方も広げた中で土地を購入して計画を持っていきたいというような考えでございまして、あくまでも、今現在は、駐車場、トイレのスペースの425平方メートルというところでございまして。

●竹田委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他に2目ありますか。
なければ先に進みます。

6項住宅費、1目建築総務費。

8番、14番、16番と手が挙がっていましたので、その順番で行います。

8番。

●音喜多委員 この中にあります耐震改修促進計画策定事業ということでございますけれども、お聞きしますと、今の地震対策に対しての計画ということで、これはどういう物件というか、建物、行政のみならず一般の住民にまで、そういう対象になる予定でいるのか。その事業そのものの考え方についてお伝えいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

この事業の考え方でございます。

まず、この事業の耐震改修促進計画策定の考えでございますが、これは建築物の耐震対策といいますのは、平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災、この教訓を踏まえまして、平成7年12月25日に施行されました耐震改修促進法により耐震化が促進されてきたわけでございますけれども、その後においても各地で大規模な地震が発生しております、今後の大地震の発生の切迫性が指摘されているわけでございます。国では、これらを踏まえて、建築物の耐震化率を、現状75%を平成27年までに少なくとも90%にすることを目標に掲げております。その対策を図るために、平成17年10月28日に耐震改修促進法の改正が行われたわけでございます。この改正法によりまして建築物の耐震化の促進のため、都道府県、市町村において、耐震改修促進計画を策定することとされたものでございます。

本町におきましても、過去には釧路沖地震、東方沖地震等々、大きな地震に見舞われております。さらには、日本海溝、千島海溝周辺、海溝型地震防災推進地域、これにも指定されておまして、その対策が急がれているところでもございます。こうしたことから、本町における、町内全域でございます建築物の耐震化率の向上を図るために、これら耐震改修促進計画を策定するものでございます。全域でございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 これからの策定、前段の話は報道等含めて国の法律の動きの中でもある程度察することはできるわけですが、町内というか、厚岸町もそれは対象になるよということは薄々感じていたわけですが、具体的に、それじゃ町内でどうするかというか、どういう調べ方、だれが、どこをという調べ方をするというのは、調査業務の委託次第で、これからそういう、今年この中で例えば50件目標にしてやるとか、そういう段階なのか、あるいは、これからこの地区ではどういう調べ方をしたらいいのか、そういった段階なのか、その辺の仕事の絡み、それがどういう段階にあって、この調査業務を出すのかということをお尋ねしたい。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

耐震改修促進計画、こういった段階での、今後の調べ方とかということはどうなのか

ということでございますけれども、この耐震改修促進計画、こういった内容をやるのかということでお答えしたいと思っておりますけれども、基本的には国の方針それから北海道の耐震改修促進計画を勘案して、これらの計画を策定するものでございますけれども、一つ目として、厚岸町で想定される被害の状況をまず検討するということになります。これにつきましては、町内で耐震化を行わなければならない建築物がどれくらいあるのか、また、北海道の耐震改修促進計画で想定されております地震をもとに、町内の建築物にどれだけ被害が発生するのか、こういったものをまず想定するものでございます。

それから、住宅建築物の耐震化の目標を立てるものでございます。これは、国・北海道の目標を踏まえまして、実態に即した一般住宅や公共建築物の耐震化の目標立てをするものでございます。

それと、3つ目としましては、住宅建築物の耐震化に向けた取り組みの方針、これにつきましては、耐震化を促進するために建築物の所有者、建築関係業者、町、こういった者が、こういった取り組みを行うのか、それを検討していくというものになります。

それと、住宅建築物の耐震化の促進に向けた施策でございます。これは、耐震化を促進するための具体的な施策を計画するものでございまして、例えば建築診断や改修等に係る相談体制、それらの整備でございます。それとか支援策、あとは、また地震を想定したマップ等の作成など、こういったものをつくったり、計画していくというものの内容でございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そうすると、具体的にどういうふうにするかというか、今のお話の中では、まだ机上の段階というか、中にはこれから具体的に各家庭というか、一戸建ての住宅についてのそういう耐震化の確立というんですか、そういったものも調査をしていくという段階にあるのかどうか。町内全域での防災含めて、耐震についてのあれはわかります。例えば震度7になった場合はどういう被害が想定されるかとか、そういった想定というのはある程度考えられるということについてはわかりますが、具体的に個々の家庭なり建物なり、そういったものの診断までするという考え方を持っているのか。仮にそういう診断をするとするならば、町内の業者がやるのか、あるいはそれなりに資格を持った者がやるのか、あるいはその辺のルートは、自分たちがやると言っているけれども、そういうしっかりした機関のものに委託するということになるのか。そのことによって、かかる経費については先ほども言っていたような、改修しなければいけないということになれば、そのための支援策をどうするかということだと思えるんですよ。そんなことで、実際にどういうやり方をするかというのはこれからなのか、あるいは、ある程度、想定上、机上上で既にできているのか、その辺はいかがですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

耐震改修の、実際にどのようなやり方をするのかというのは、耐震改修促進計画で計

画をしていくことになりますので、ご理解をお願いします。

●音喜多委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 今の話なんですけれども、何かはっきりしないですね。耐震改修促進計画というのを、町内全地域について、全地域を対象にしてこの計画はつくられるんですか。限定的なんですか、地域的には。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

対象地域につきましては、全地域を対象としたものでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 そうしますと、建築課の方で、全地域について包括的な、どういう耐震建築物にしなければならないとか、耐震化をしなければならないというふうな計画を細かに立てられるんですか。それとも、地域包括して、「皆さん、こういうふうな耐震化を図ってほしい」というふうにやっていくんですか。その辺、もう少し具体的に答弁していただきたい。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

細かな耐震の手法なり方法なりを立てるということではございません。具体的には、耐震化といいますのは、もともになるのは、今、新耐震設計基準というのがございまして、それは昭和56年度以降からの適用になっているものでございます。問題となるのは、昭和56年度以前に建てられた建築物でございまして、主には、こういった建物の中の耐震化がどれだけあるのか調査をしまして、じゃ、それをどのようにして耐震化を図っていくかというための施策を考えたり、それから、これはあくまでも個人の住宅となりますと個人のものでございますので、耐震診断を行うための相談体制なり、町が耐震診断を行うとか、もしくは民間でも当然それは耐震診断を行うことになろうかと思えます。そうしたものの体制、どこに行けば耐震診断ができるのか、そういったものの情報提供とか、そういったものの計画づくりをしていくというようなことでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 そうしますと、勧告するわけですか、町民の人にね。地震が来て、家が倒壊

するとか破損するという方向になったときにはこういうふうにしてくださいとか、具体的にどういうことなんですか。そういうことなんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

勧告するというわけではございません。ただ、耐震化、危険な場所のマップ等をつくりまして、この辺の建物は古い建物が並んでいるから、もし地震が来た場合には倒壊のおそれがあるよと、そういったものをマップ等に示して各町民にお知らせすると。逃げる時には、そこを通るのは気をつけてくださいと、そういったものをお知らせできるようなマップ等をつくっていく考えではございます。そういったようなものを「揺れやすさマップ」と言っておりますけれども、そういった、地域にお知らせするマップ等もつくっていきたいと考えているものでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 それで、個々の町民の人たちが、耐震化に向けて自分の住宅を補強するとか建て直すか、それはどうなるかわかりませんが、そういうことについて具体的にそういうふうに住民の人たちがやるように仕向けていくというか、そういうことなんですか。そして、当然そういうことになりまして、家を建て直すとかあるいは補強するとかということになると、融資の問題からいろいろあると思うんですが、その辺までをお考えになっておられるんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

個々の住宅の耐震化に向けて、それを進めるように仕向けていくのかということ、それに対する施策をしていくのかということだと思っておりますけれども、耐震化の目標率、耐震化率の目標を立てまして、耐震化に向けて個人の住宅が進めていくよう、それは施策等をつくりまして検討していきたいということでございます。じゃ、その支度はどうなのかといいますと、当然いろいろな支度の方法があります。それは、今、細かな内容につきましては、北海道の耐震改修促進計画、こういったものが出ている中で、それを見ながら、今回つくる耐震改修促進計画の中でどこまでそういった施策をやっていくのかというのを検討していくということになってくるということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 何かはっきりしないんですが、やるからはかなり具体的でないかと、そして、町民の人たちがそれに基づいて耐震性の補強をするとか何とかというふうな、実際に成

果が上がるような方法でやらないとだめでないかなと思うんです。ただかけ声だけでやるのか、具体的なものを考えているのかどうかですね。その辺、どうなんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

具体的な、やるからには耐震対策の方法等の検討でございますけれども、耐震診断、こういったものをまずやらなければ、どういったものがまずいいのか、崩壊しやすいのかというのが判断つかないんですけれども、まずそういったものを、耐震診断につきましても町が相談窓口になる、そういったものの体制をつくっていこう。耐震診断を町がやるか、もしくは民間の方がやる、そういった、やり得る体制をつくっていこうというものを、じゃ、どういうふうにして体制をつくっていくのかというのを、この計画の中で定めていくと。ただ、町がやるといっても、例えば耐震診断するためのソフト投資とか事業投資とかも必要になってまいりますので、あとはいろいろな施策がございます。例えば、耐震改修をしたときに幾らか補助をするのかとか、そういったようないろいろな施策も出てまいりますので、そういったものは当然財政的な問題も出てまいります。そういったものは総体の中で今後どうしていくか、この耐震改修促進計画をつくる中で検討していくこととなりますので、ご理解を願います。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 それは、早速始められるわけなんだろうが、いつごろまでに当初の計画をやって、その次の段取りは具体的に町民の人たちにやってもらうということになると思うんですが、そういう計画を立ててやっていくということですね。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

計画策定につきましては、年度内に1年間かけた中で計画をつくっていきたいと考えてございます。その計画に基づきまして、次どう動くかというのは、あくまでも、この計画ができてからの動きとなりますので、ご理解を願います。

●田宮委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 さかのぼって2年前かと思うんですが、厚岸町におられる、建築士を持っておられる方々の中で、本年度2月も実施しましたが、応急危険度判定士という2級建築士以上を持っている方が集まっての組織体があります。この人たちにお願いして、町の建物の、地震が起きたときに耐えられるのか耐えられないのか、また、老人が住んでい

るようなところの住宅が本当に安心・安全なのか、そういったところをボランティアを立ち上げて組織編成して、ぜひ立ち上げてほしいというお願いをしたところ、検討していきたいという答弁をいただいたんですが、その部分についてはどのように進んでいるのかお聞きしたいんですが。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

建物の応急危険度判定士のことでございますけれども、2月に真竜小学校の解体工事に合わせた中でそういった講習会を、皆さんに集まっていただいて講習会を開いた経緯がございます。こうした中で今後またこれらの応急危険度判定士の方にボランティアで応急対策の診断等してもらえればという、それが2年前にあったということでございます。私、その辺、初めてお話を聞きましたので、もうちょっと精査しまして、ただ、今後、耐震改修計画、こういったものを策定し進めていく中では、いざ地震があったときの対応としては、応急危険度判定士の動きが大変重要となってくるものでございます。もっと判定士さんをふやしていくということが、これからも必要でないかというふうな考えは持っております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 国からの財源で307万円出ていますよね。耐震改修促進計画策定事業というのは、厚岸町がやろうと言った事業ではない、国の国土交通省の方から言われて、やらなければいけないという部分で一財の311万円を予算つけてやってきていると思うんですよ。耐震計画、さらには国土交通省で言われている防災対策という部分についても、全国的に避難場所の洗い出しをしようということで、トイレがあるのか、食料品を備蓄する場所があるのか、そういった部分についても全部やろうと。その中の一環としての耐震改修促進計画策定事業というのが入っているんだというふうにお聞きしております。国にこうやれと言われる部分の事業が将来的にあるというのは聞いていたんですよ。そのときにボランティアの組織を立ち上げて、安全な住宅に住んでおられるのかどうかというのを、町自身でお金をかけて、財源を使うというのは大変だから、それでボランティア組織をつくって早目に住民の方々に周知していくことが安全対策づくり、住民サービスだというふうな形をお願いをしたわけです。そういった形をとっていただけなかったというのは、地元業者の建築士を持っている方々を非常に愚弄しているというか、ばかにしているというか、頼っていないような状態に思われるんですよ。そういう考えでいるということ自体が、しゃべると悪い言葉が出てくるので慎みますけれども、ボランティアの組織を立ち上げて財源をかけないようにして、安全対策のために、住民のために立ち上げていこうという案を、それをやらなかったというのは、案が悪かったからなんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

このボランティア組織をつくっている案が悪かったのかということでございますけれども、それが悪い、悪くないとか、そういったことではないと思います。ただ、今までの経緯等、もう一度検証してみなければわかりませんが、こういった、例えば地震があったときのための応急危険度判定、それだけにボランティア組織をつくっておいて、いざとなったらその一員が動くとか、そういったような組織自体は今後もまた考えていかなければならないと思います。それらは、今すぐ、今までこういった組織の検討がなされていないというのは事実でございますので、今後、その辺のことは検討してみたいと考えてございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 たまに出てくる協働のまちづくりという定義がございます。一般財源からの311万円の持ち出しです。あちこち職員の給料を削って、大変な思いをして財源をつくっている。そういった中で、ボランティア組織でできるものは、町民の協働のまちづくりというところにぴったりでないかなというふうに思います。ぜひ早目の組織の立ち上げをして、町民が安全に暮らせる方向性をつくっていただきたいなというふうに、もう一度お願いをいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

早目の組織を立ち上げて、ぜひ進めていっていただきたいということでございます。まず、その内容、物によっては、ボランティア組織がいいのか、また、違ったパターンがいいのか、そういったのをまず検証しなければならないと思います。ボランティア組織の中で立ち上げて、経費がかからなくできるものであれば、それは当然、できるだけ進めていきたい。また違ったパターンも出てくるものでもありますので、それらの検証を踏まえて検討して進めていけるものは進めていきたいと、そういうふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 耐震改修促進計画策定事業というのは、実際、物を見るというのはだれが見るんですか。当然人間の目で見て確認して、きちっと書類づくりをしていかなければならない。そういったときに、それをだれが見るんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

これらの業務に当たりましては、専門のコンサルの中での建築技術者、それとあわせて町の職員の中で対応していくということに考えてございます。

●竹田委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他に1目ございますか。

なければ先へ進みます。

2目住宅管理費。

ここで恐れ入りますが、歳入の際に、16番さんの質疑がありまして、町営住宅の修繕に絡む問題でしたので、こちらの方でやっていただきたいということを私からお願いして、この目というふうに移させていただきました。

それで、まずそれから始めようと思います。ご了承ください。

16番さんに対する答弁から進めてまいります。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

質問でございますけれども、町営住宅であいた住宅は早く直し、早く住ませるべきではないかという質問でございます。質問者のおっしゃることは十分理解できます。

現在、退去しまして空き家となっているところが9戸ございまして、このうち昨年12月以前にあいたのが3戸ございます。これは大がかりな改修工事が必要となってくるというものでございますので、本格的に直すか、これらを内部で今協議をしているところでございます。直すとなれば3カ年実施計画等で要望しながら事業化をしていくことが必要となってくるものでございます。

残り6戸につきましては、昨年12月から今年2月末までにあいたところでございまして、これは簡易な修繕で対処できるものでございまして、修理の作業にかかろうとしたところではございます。1月に入ってから修理にかかろうというところでいたわけでございますけれども、例えば宮園団地の玄関前の滑りどめマットの設置とか、そういったものが急遽発生してございまして、急な支出がふえたわけでございます。予算が不足した形になりまして、今回、3月で補正させていただいて増額としたものでございます。こうした予算の事情もあるわけでございます。しかしながら、住宅のあきを待っている方もいらっしゃるというのも聞いてございます。なるべく早く募集ができるよう努力してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 前回と同じことを申すわけですがけれども、町民の方々から、空き家になっても何カ月も放置されていると。一般的に民間企業であれば予算をすぐつけて、即効に直して家賃収入を得るという合理的な手段を選ぶというのが、民間の手法だというふうに考えてとらえています。そういった考えからいくと、早目に直して、早目にあきをなく

すると。収益根本ではないわけですから、それはそれとして、しようがない部分もあると思います。しかし、町民にとっての公営住宅というのは、住民サービスとしての一環というふうにとらえている自分なんですけれども、それが間違っているのだったら訂正してください。住民サービスの一環として公営住宅があるということであれば、待機待ちの人がたくさんおる中で、それは早目に直した方がいいと。予算計上の部分で即効にできないといった部分がありますけれども、今回の、課長が今言ったマットの件だって、昨年11月だか12月の初めにマットを回収して行って、それで住民がたくさんその上で転んだり、ひじを打ったり、子供が泣くほど痛めたりしているのを自分のところに電話がかかって見にいったら、コンクリートがツルツルで、これは当然転ぶだろうなというところを何か月も放置していた。住民サービスとはほど遠いのではないか。住んでいる人を余りにもばかにしているということで、私のところへ電話が来て、建設課にどうしているんだということで聞いて、マットを敷いてもらったというのがそこにあるんですけれども、そういったことから、住民サービスというものを考えれば、何か遅いような気がするんですよね。予算の計上ができる、できないで遅くなってしまふのであれば、その辺の対応策も何か別な方法で考えた方がいいのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

早く修繕する方法としましては、例えば、建築業者の方をお願いして、すぐやってもらうといったことが早くできる方法ではないか、そういうことも考えられるわけでございます。しかしながら、お金のことになると、直営でやるより費用が高くなってしまふということもあります。それと、入居者が複数となった場合には、選考委員会というのを開催して選考する形になってくるわけでございます。そうしたときの費用弁償等も、当然1回やるごとにお金がかかってくる形になります。

ただ、質問者のおっしゃっているとおり、公営住宅というのは、住宅に困窮する低額所得者に対しまして低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的とされているわけでございます。一概に経費のことで判断するということには、確かにならないとは考えるものでございます。ただ、最低限の経費で最大の効果を発揮するというのも、私どもの使命でもございます。家賃収入、それと募集できるまでの経費、こういったものを当然勘案しなければならない。そうした中でも、早く募集ができるようなことは努力していかなければならないと考えてございますので、それはご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 業者に頼むと高くなるというのが、どうも気になってしようがないんですよ。何で、そんな高くなるのかな。自前でやって安くなるんだったら、全部役場で大工さん抱えて、10人ぐらい大工さんを雇って、自分のところでやって、出さなければいいんじ

やないんですか。どうもそこは、聞こえが非常に悪いな、素直に聞き入れないなと思うんですけども、それは課長、間違っているんじゃないですかね。支払い方法として適切なのかどうか僕はわかりませんが、僕の知る限りで、公の仕事をまずやります。今、予算がないので新年度で予算をつけて、それから後でお支払いしますよ、それが了解できれば工事をやっていただけますかという方法もあるというふうに聞いております。それは、条例上というか、法律上できないのか、できるのかというのは、災害の部分だけにしか適用しないとかなんかというの聞いております。それはどういった手法でそういう手法を用いているのかというのは、私はわかりませんが、知っている限りでは、お金は何月にお支払いしますよ、予算を計上して議会を通して結論が出たときに、5月、6月になるかもしれないけれどもそのときにお金を支払います。工事は前倒しでやっていただけますかという、そういうのもあると聞いています。その辺はいかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、民間の方に委託した方が高くなるということでございましたけれども、これはあくまでも、町は今、建築の技術を持った大工さん、技術者ですね。1名抱えておまして、その中で人件費が1年間かかっております。その中で対応していくということでございます。民間に委託いたしますと、別にプラス人件費なり、会社の経費がかかってくると。その差額の部分が高くなるということでございます。当然役場でも人件費なり職員の経費なりかかってくるものでございますけれども、委託しますと、別にプラス、民間の職員、利益、一般管理費とか現場管理費とか、当然出てまいりますので、そういったものの経費、そういったものは当然上乘せされてきますので、直営でやるよりは、そういった部分が高くなっていくというようなことで言ったつもりでございます。

それと、先に工事を行いまして、後からお金を何月に払うというようなことでございますけれども、原則的には工事を進めるときには契約書に基づいて工事期間を設けて工事を行って、そのときに終わったら確認してお金を支払うと、そういった動きでございます。ご理解願います。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 僕が聞いたのは、支払い方法というのは契約書に基づいて支払うということは、それは当然僕もふだんからやっていますから十分わかっています。契約書なくても、口頭の契約というのも法律上で通じるので、契約書もつくらないことの契約成立というものもあります。私の言っているのは、先ほど課長が、予算がないから、つくまでの間、その仕事に対して住宅改修はできないんですと言ったので、前もって住宅改修を早目にして、早く住民に提供するという形をとるために業者をお願いして、嫌だと言う業者はしょうがないと思いますよ。後でお金がずっとおくれるなんていうのは嫌だよと。そうじゃなくて、それは業者さんをお願いして、できる業者で許しがもらえる業者であれば、そういった措置をとれるのであれば、やったらどうですかという言い方をしたんです。

そういうことなんです。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

予算でございますけれども、その目内の予算の中では、その節でなくても流用という動きの中での、予算を流用しながら使っていくパターンもございます。ただ、原則的には全く何もない、財布の中身が全くないというのと同じでございますけれども、そうしたときには予算を確保してから事業を執行するというのが原則でございますので、ご理解をお願いします。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 2 時37分休憩

午後 2 時42分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

16番。

●竹田委員 努力していただけるようにしてほしいということで、よろしくお願いします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 努力するようにしていきたいと思いますので、ご理解願います。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

15番。

●佐齋委員 ここでまた、きのこ住宅で聞きたいんですけども、収入の方で聞いたとき、今年度が、今まで4軒空き家があったのが、1軒入られて3軒だと。それでもって、その1軒が、大体収入が56万円ぐらいの家賃が入るんだということです。だけれども、まだ3軒はあいているんだということで、単純計算でいきますと56万円を3軒になると168万円ですね。これが、例えば3年になると500万円、4年だと670万円入る計算になりますよね、単純計算でいきますと。だから、町の財政厳しいとき、これは、建物は償還せねばならないんですから、入るべきものが入らなくても償還はするんですよ。あと、残りのあきの3軒に対して今後どのような対策をとっていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

菌床きのこ生産者住宅、残り3戸の対応でございますけれども、現在、3戸が空き家となっております。菌床きのこ生産者住宅は、生産者のためにつくられたものでございますけれども、担当課としましても、確かにあいているのは非常にもったいないというところでございますし、住宅の老朽化も早まってくるというものでございます。

そこで、一般の方も入居できるような方法をとれないのかということも考えてみたわけでございます。建設時にその財源としまして、ここにあります北海道住宅供給公社、ここから借り入れをしております、現在、元利含めて1億7,568万8,676円、これだけの償還金が残っております。この使用目的を変更しますと目的外使用とみなされまして、残りの現金を一括返還ということもまず考えられたものですから、公社の方と協議いたしまして、その結果では、変更しても、目的を変えても問題はないという回答までは得られております。あとは、厚岸町菌床きのこ生産者住宅の条例、この条例の一部改正をすれば一般の方も入居できるというふうになってくるわけではございます。そうしたところ、平成18年度当初は4戸あいていたんですけれども、途中から9月に入居者がふえまして残り3戸となってしまったわけでございますが、それから、産業振興課の方にも、年に数回は菌床きのこ生産の問い合わせの中で住宅の話も出てきているわけでございます。もし一般の方に入居させるようにして全部埋まってしまった後に、本来の目的の希望者が出たら、またそれも困ってしまう形になるものですから、今後のキノコの生産の情勢、これがどういうふうになっていくのかということも踏まえまして、それをどのようにしていくか、今、産業振興課と協議をしているところでございます。この辺は、方向づけはもう少し時間をいただきたいというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●佐齋委員 いや、今、私が言おうとしたら、課長、先に言ってくれました。それも聞くと思ったんですよ。いろいろ補助金の問題があって転換できないだろうということでも、できるものであれば、そういう形にしておくと束縛されないで一般の人も入れるんだろうということは、当初のたしか建設費、かなり高いはずですね。建築で八十数万円かかっているはずですよ。電気、水道を入れると、九十何万円のたしか建物を建てたはずなんですよ、建物自体が。そういう高いものを建てて、それを何年もあけておくということ自体、民間では考えられないんですね。だから、私は前に言いましたけれども、最初から計画的に問題があったのではないかと、見込み違いがあったのではないかと。先にふるしきを広げちゃった、さあ来てくださいとやったけれども、実際は来なかったと。実際入ったけれども、商売の方がだめになって出ていったと。民間であれば、10なんてつくらないですよ。最初2つか3つ、つくっておいて、足りなければ再度つくることなんですけれども、今回、ぽんとふるしき広げちゃって、どっとつくった。さあ来てくださいと。予定が外れちゃって、来る人がいなかったと。そういうことで、こういうことになったと思うんですよ。その辺が、さっき竹田さんの話も出ていましたけれども、そういうふうな民間と行政のずれがあると思う。本当に町の財政厳しいときですので、

いろいろなもの、職員の給料を削っているんですよ。これが入ることによって、年間五十数万円の、入っていれば入ってくるはずなんです。入っても、入らなくても、借金したものは払わなければならないですから、そういうことで、入ると入らないとで違ってくると思うんですよ。その辺が、見込み違いがあったのではないかと思うんです。今、課長言われたように、それは話をされて、転用されて、キノコ事業者でなくても入れるようなことになったのであれば、ぜひそれを進めて、少しでもあきをなくすような形、そして少しでも収益が上がるような、少しでも町の財政に負担がかからないような、そういう形をぜひ進めていただきたいと思うんですが、もう一度、ご答弁お願いします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

きのこ生産者住宅、あいている戸数でございますけれども、今、公社の絡みについては、いいよという、オーケーですよ。一般住宅にかえても貸すのは問題ないよということまで回答を得られています。あとは、先ほど言いましたけれども、条例改正というような話も、条例改正すればできることとなるわけでございます。ただ、たまたま18年度、4戸あいたのが3戸になって、1戸減ってしまったと。今後、これらきのこ生産者の住宅を何戸置いておけばいいのか、それらをまず勘案しておかなければならないと思います。全部埋めてしまって、後からキノコの生産者が入りたい、でも埋まってしまっているといったことでは、またそれも問題でございましょうから、私どもとしましては、管理する方としては、全部埋まって料金徴収があった方が確かにいいということにはなるわけでございますけれども、キノコの生産、こちらの方の助成、これは産業振興課の方に投げかけた中で、どうしていこうか、全部一般の方も入れるようにした方がいいのか、それとも、1戸ぐらいいは残しておいた方がいいのか、そういったところの調整を図っているところでございます。それを踏まえて、できるだけ広く一般の皆さんにも使えるような募集をして、入れられるような体制もできればということも考えていきたいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 町営住宅の段差解消なんですが、奔渡公住なんかは、かなりひどいのをスロープ化したり、階段の段差の高さを小さくしたりしてきているんですが、これがまだ解消されていない団地はあるんでしょうか。

それから、町営住宅全般の今後の整備なんですが、今、宮園団地の一定部分はそのまま、まだ空き地になっていますよね。それで、今後あれをどうするのか。

それから、奔渡の公住は一部募集を停止している住宅があったのではないのかなというふうに思うんですが、ここの整備計画はどうなっていくのか。

それから、有明の団地の中にはかなり床も傷んでしまって、それを改修するとなると相当費用もかかるというような住宅も出てきているというふうに、この間もたしか説明していたように思うんですが、これらをどうするのか。

もう一つは、白浜団地の公住なのですが、あの団地ではかなり建設当初、雨が2階から落ちてきたりというふうなことがあって、さまざまな改修が行われてきたように思うんですが、その後、この団地はどういうふうになっているかお伺いいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

町営住宅の段差解消でございますけれども、今現在、まだ残っているというところは梅香町の団地が残っております。

それから、宮園公住の建てかえでございますけれども、これにつきましては、全棟で7棟154戸を計画してございまして、これは平成5年度から事業に着手しまして、現在6棟132戸が完成してございます。残りが2棟といたしましても、6号棟というのが一部できておりますので、それら2棟でございますけれども、2棟22戸、これが残っているわけでございます。

そこで、公住の整備計画でございますけれども、これは、後から出ました奔渡公住の1階建ての部分、有明公住、各公住の計画でございますけれども、これにつきましては、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の中で計画を立てているところではございます。今の計画でいきますと、宮園団地につきましては、この計画の中では平成23年度、平成24年度というような位置づけをしていたわけではございますけれども、この計画は平成15年度に策定した計画でございまして、その当時は松葉町地区の方の土地区画整理事業に充てたまちなか公住とか、そういったものを含めた中での計画を持っていたわけでございます。しかしながら、そういったところの計画が白紙となり、それから、最近では町の財政事情、公営住宅の補助制度等も改正になっておりまして、これが公営住宅の事業を取り巻く環境というのは、ここ数年ですごく変化してございます。町営住宅の全体についての建てかえや修繕、こういった計画の見直しなど再構築が必要となっている状況にありまして、これは、平成20年度に厚岸町公営住宅ストック総合活用計画の見直しを図る予定ではございます。そのときに、これら年次計画等再度見直しをしていくという形になりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、白浜公住の雨漏りの件でございますけれども、これらについても、今、建築の方と相談しながら、まだ雨漏りがしております。これも少し直すには、大がかりな改修が必要となってくるというところで、今、工事の方を検討しているところでございます。

それから、有明公住でございますけれども、ここについても土台等の腐れ、そういったものが出ておりまして、それを直すにはかなりの費用がかかる、100万円以上はかかるのではないかなというふうな、詳細な積算等、検討していかなければなりませんけれども、相当費用がかかるだろうというふうな状況でございます。これらも計画を立てながら、直す方がいいのかそれとも改修して直していくのがいいのか、結構お金がかかってまいりますので、その辺どうするかを内部の中で詰めているところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 段差解消は梅香公住がまだ残っていると。それで、今回の町営住宅、梅香団地整備事業1,000万円と、安全施設整備事業174万円あるんですが、これの174万円がこちらに充当するお金なんですか、それとも、改修補修工事費がこの予算なんですか。全く違うのでしょうか。それは後になっちゃうのか、説明をしていただきたい。

それで、今、公営住宅の整備計画を見直して、15年に建ったのが今度再来年でないと見直しが行われないという話を聞くと、今の住宅、例えば奔渡の住宅なんかは、現在3列に並んだ住宅がありますよね。あれだとか、横並びのああいう住宅が一部はたしか入居をとめて、一部入っているかもしれないんですけども、募集をしないように、あるいは、あそこに入っている人に移っていただくような対応を今していますよね。それで、入居の申し込みとあるいはニーズといたらいいのか、その辺で対応をきちんと考えていかないと、結果的に立派なお城はできたけれども、そこにはだれもいなかったというようなことになっては困ると思うんですが、それらについてはどういうふうに対応されていくのか、お伺いいたします。どういう考えで今後進めていくのかお伺いしたい。

それから、宮園団地はどっちみち、あと2棟22戸と言うけれども、1棟半ぐらいの計画かなというふうに思うんですが、残りの土地、相当ありますよね。そこは公園化だとかあるいは避難場所だとかいろいろなことに活用するように、当時はきちんとプランとしてはできていたと思うんですよね。そういうものの整備もきちんとしておかないと、この間も質問しましたけれども、管理がだんだんずさんになっていってしまうのではないのかなというふうに私は思うんですが、それについて今後どういう計画を持っているかお尋ねいたします。

白浜公住については、結果的にはすべてをあの工事で解決することができなかったということなんですか。それとも、新たにまた雨漏り等が発見されてしまったというようなことなのか。あそこはセラミックブロックというのを使っていますよね。そういうので、予想つかない事態というか、考えていなかったことが起きて、ああいう雨漏り等につながっているんだという話も聞いていたんですが、これについては、どの年度というか、早急にこれは直していくのかどうなのか、お尋ねいたします。

あと、有明公住については、そうすると、公住の建てかえ等の整備計画の中に入れていくかどうかということも含めて考えるということですか。

以上お願いいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、町営住宅梅香団地安全施設整備事業、これの内容でございますけれども、これにつきましては、中身は梅香団地の中層住宅4階建ての階段手すりの設置でございます。

それから、奔渡公住の低層住宅の入居対応絡みでございますけれども、質問者がおっしゃるとおり、ただいま、なるべくそこのところは入居をとめておりまして、奔渡公住の高層の方があいたときに、そちらの方に移っていただけないかということでお話をしております。しかしながら、あいたときにお話をするんですが、住まわれている方は

どうしても今の場所がいいということで、なかなかご理解をいただけないという状況ではございます。かなり奔渡公住の低層住宅のところにつきましては、私どもも修繕等の費用がかかってまいっております。修繕し切れない状態のようなところも出てきておりますので、できるだけ奔渡公住の高層の方の住宅に移っていただくようお願いをして、引き続きお願いをしていきたいと、そういうような考えで進めているところでございます。

それから、宮園団地の残りのあいている土地のプランニングでございますけれども、これは当初から計画されているのは芝生広場のスペース、多少通路の部分もでございます。団地内の、集まれるような集会所的のような施設の配置づけがされてございます。それはもともと配置のプランにはございまして、それは変えない中で進めていくことで今のところはあるわけでございますけれども、ただ、公住の総体的な計画、先ほど言いましたストック総合計画というのがございまして、総体的な規模量とか厚岸町全体で町営住宅は何戸確保していかなければならないとか、人口の動きとか、そういったものによっても数字がまた変わってまいります。それを踏まえた中では、中身の数字、宮園公住についてはある程度計画ができて進めておりますので、それほど変更するというのはまた難しい面はございますけれども、そういった総体的な戸数を見ながら今後の町営住宅の計画、ストックを何戸持つかというのを立てていく形になります。

それから、白浜の町営住宅でございますけれども、雨漏り、これについては予想がつかなかったのかということでございますけれども、新たに発見されたのかということでございますけれども、雨漏りにつきましては、なかなか予想が付きづらい、ここが原因だと思って直しても、また違うところから出てくるパターンがございます。以前にも雨漏りを直したという経緯があることでございますが、同じ建物の中で雨漏りが出ておりますので、それらの原因追及をまずしていかなければならないと考えてございます。それを見つける中で、雨漏りしているところを直していくというような考えで、白浜の団地についてはまだ新しいので、構造的には十分使えるものであると判断しておりますので、ぜひとも雨漏りをまず直したいというふうな考えで、今、計画、考えをしているところでございます。

あと、有明公住の建てかえの計画でございますけれども、これらは最終的には、総体的には先ほどから言っておりますストック総合計画の中でどうしていこうかというふうになってくるわけでございます。ただ、現在、有明公住につきましては、あいているところがかなり土台等の傷みがひどいわけでございまして、それを直す費用が相当なものが今かかるだろうというふうに予測してございます。それらを含めた中ですぐ修復をするのか、修理をするのか、そのまま少し置いておいて、できれば違うような目的があれば違う目的に使えるものはないのか、そういったものを含めながら、どのようにしていくかを今検討中でございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 12番さん、まだ続きますでしょうか。

●谷口委員 もう1回か2回でいいんですが。

- 委員長（室崎委員） 3時休みの後にすみませんがお願いいたしまして、ここで休憩にしたいので。

休憩します。再開は3時40分。

午後3時08分休憩

午後3時40分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

12番。

- 谷口委員 それで、一番初めの梅香団地の段差解消なんですけれども、これは、さっきは安全施設の整備は階段手すりというお話でしたよね。これは、各階に向かっての手すりを設置するということですか。それで段差解消は、これは予定にはないのでしょうか、玄関というか、建物入り口の段差解消の計画は。

それから、計画の見直し等が20年度に向けて行われるということなんです、これらについては、今の公営住宅利用の申込状況だとか、町民の意見をよく聞いた上できちんとやっていただきたいなというふうに考えます。

それで、白浜公住の雨漏りの問題については、これは町だけが行っているのか、当時、建設に携わった業者等も含めて、これはできたときからこういう状態が続いているんですが、それも含めて調査を行うべきではないのかなというふうに思うんですが、その点ではどうなっているのかお伺いいたします。

- 委員長（室崎委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、梅香町の団地の段差解消の件でございますけれども、これらの計画がないのかということでございますが、現在はまだ段差解消に向けての計画は持ってございません。今後に向けて、これら段差解消について検討していきたいというふうに考えます。

それから、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画、この計画において利用の中の申込状況、それから町民の意見を聞いて計画を立てていただきたいということでございますので、私たちもできる限り町民の意見を聞きながら計画づくりを策定していきたいと、こう考えております。

それから、白浜公住の雨漏りの件でございますけれども、当時の建設業者も含めた中で検討もしております。現場を何回か見てもらったりして検討をさせていただいております。ただ、雨漏りというのは、雨の降る状態、風の吹く状態によって非常に変化してきております。一度直ったわと思ったら、また違う段階で雨漏りがしたり、そういったこともございます。ただ、当時の建設業者も一度見てもらいまして検討をさせていただいている、こういった状況でございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 雨漏りの件なんですけれども、この設計は厚岸町の職員が行ったのか委託業者が設計したのか忘れちゃったけれども、十分な設計を行い、そして、それに基づいて工事を行っていると思うんですよね。そうすると、今、課長おっしゃったように、あつちから風吹くのを予想しなかったとか、こういうふうなあらしが来ることを予測できませんでしたとかというのは、私は正しくないと思うんですよ。実際に我々の税金を使って、それに耐え得るような工事が行われているはずだというふうに思うんですよね。よく、尾幌の学校の屋根が何回も飛んだんだけれども、それも優秀な技術者が設計の段階からかわっていながら屋根が何回も飛ぶと。「あそこは風通しがいいからな」と。そしたら、尾幌町の屋根みんな飛んでいかなければならないんですよ。ですけれども、そういう問題が起きたときには根本的に問題点を究明しなかったら、ずっとそれが長く続いていくことになると思うので、ぜひ徹底的な原因究明をやり切って対応していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

白浜公住の雨漏りでございますけれども、確かにどういったところから雨漏りがするのか、徹底的に原因追及しなければその対策がとれないということでございます。これらにつきましては、原因を追及しまして、その対策を検討していきたいと、こう考えます。

以上です。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

14番。

●田宮委員 町営住宅の、先ほど論議にありました耐震改修促進計画ですね。木造平屋の住宅もあるわけでありまして、その辺のことはお考えになっておられるのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

耐震改修促進計画における町営住宅の耐震の考え方ということでございますけれども、これは、耐震改修に向けては、先ほどの答弁でも申し上げておりますけれども、昭和56年度以前についての建物についての耐震化をしていくと。現在の耐震化になるよう検討していくと、そういう形になるものでございます。

●田宮委員 入っちゃっているということだな、56年以前のやつは。

●委員長（室崎委員） 続けてください。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。
昭和56年度以前の公住、それは入る形になります。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。
13番。

●菊池委員 4点ほどお聞きします。
町内の最新の町営住宅戸数、団地別にお願いします。
全戸入居しているか、あきがあればその数、あきの理由。
3つ目に、今後の高中層団地町営住宅の計画、先ほどと若干ダブると思いますがけれども。
4番目に、うち身障者用住宅というか、その辺の数はどのくらいあるか、これだけお願いします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。
まず、町内の町営住宅の戸数、それから入居されている戸数でございますけれども、団地別ということでございます。
まず、宮園団地、平屋の部分につきましては3棟12戸、そのうち12戸入居しております。それから、宮園団地の高層の方でございますが、6棟132戸、このうち129戸が入居してございます。それから、白浜団地、これは9棟56戸中54戸入居しております。それから、奔渡団地でございますが、高層住宅の方は4棟72戸中71戸が入居しています。それから、奔渡団地の低層の方の住宅でございます。これが7棟28戸で12戸入居してございます。それから、梅香団地でございますが、3棟44戸、このうち43戸入居してございます。有明団地でございますが、10棟40戸、このうち38戸入居しています。それから、上尾幌団地でございますが、4棟16戸のうち8戸入居してございます。
これで以上全部でございますが、空き家となっている理由でございますが、空き家につきましては、現在、退去されたところが9戸ございまして、それは今、直してから早急に応募していきたいという考えでございます。すみません、9戸のうち6戸が修理可能でございますので、それは修理をこれから行って、早急に空き家の部分のところに募集していきたいというふうに考えております。それから、3戸につきましては、大がかりな修繕が必要でございますので、これらについては事業計画をもってこれからどうしていこうかというのを検討していきたいと考えてございます。そのほかに奔渡団地でございまして、これは現在低層住宅で7棟28戸中12戸入居されています。16戸は空き家と

なっております。ここらにつきましては、かなり奔渡団地は老朽化しております、新たな改修というのは、この中では現状の後を直すというのは不可能な状況となっております。これらについては、高層の住宅の方に入っていただくようお願いを申しているところでございます。それから、上尾幌団地につきましても、4棟16戸中8戸入居ということで、半分の8戸があいております。ここにつきましても、この住宅、かなり老朽化しております、現在これは入居させないような形をとっております。

それから、公営住宅の建てかえの計画でございますけれども、これは先ほどからお話をしていただいておりますが、厚岸町公営住宅ストック総合活用計画、この中で計画を持っております。しかしながら、町の財政事情、公営住宅の措置法の改正など、こういった状況が変わってきておりますので、平成20年度に計画の見直しを行う予定でございます。その中で再度、年次計画等、計画の見直しを図っていくということになるものでございます。

それから、身障者対応の団地でございますけれども、これは宮園団地の方に対応の部屋がございまして、9戸、団地内でございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 13番。

●菊池委員 質問の4項目につきまして的確にお答えいただきましたので、1回目の質問で終わります。

●委員長（室崎委員） 他にございません。

なければ先へ進みます。

245ページ、8款1項消防費、1日常備消防費。

16番。

●竹田委員 消防費の方で、委員長、救急車について質問したいんですが、ほかで聞くところがないものですか、よろしいですか。救急車の利用について、ほかに聞くところ、多分ないと思うので、ここでもよろしいですか。

●委員長（室崎委員） わかりました。

ちょっと待ってください。救急車のお話、だれか答えられますね。答えられる範囲になるかと思いますが、場合によってはね。それをご了承の上でお願いします。

●竹田委員 わかりました。

新聞等に、最近救急車を利用する方が非常にふえている、その中でもモラルに欠けるような、タクシーがわりという利用というものが目立ってきたという、釧路市での問題提言がなされました。東京消防庁では、大体救急車の1回の出動コストが4万5,000円という試算を出しました。釧路市も同じ程度の金額がかかるというふうに試算を出したそうです。厚岸町においては、そのような救急車が足りなくて大変だというような事情が

あるのかどうか。それから、そのような消防署の方というか、消防署員からそういう使い方をされているというようなことを聞いているかどうか。それから、厚岸町の救急車の出動については1回当たりどの程度の金額がかかっておられるのか。

- 委員長（室崎委員） 答えられる範囲でもって答えていただいて、あとは仕方がないと思います、予算の範囲内ではないから。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） すみません、現況における消防の救急出動の状況がどのようになっているのかという部分についての詳細を私押さえておりませんが、一般論といたしましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

救急車の利用につきましては、いろいろ新聞紙上で問題になっているといいたまいますか、程度の問題ですけれども、救急車を使用しなくてもいいのに呼ぶ、呼んで出動しているがために実際に必要なときに救急車の出動がおくれてしまう、こういうケースが出てきているということでございまして、厚岸町の場合も、当然119番通報がされますと電話での内容の確認はしますけれども、基本的には現場に出るというような形をとっております。といいますのは、実際に現場に行ってみなければ傷病の程度等々がよく確認できないという部分が一つ、それから、行った先において傷病者の程度を隊員が確認しますけれども、基本的にはそれを医療機関に搬送するという体制、これが基本になってございます。したがって、その場で、これは搬送の対象だ、対象でないかというような独自判断といいたまいますか、そういったことは避けるというような体制をとられているというのが実態です。

それで、今、救急出動しているものがすべて、それが救急出動の対象になり得るものだったのかと言われますと、やはり軽症の割合が非常に多いということでございまして、それにつきましては、すべてが出動の対象になり得るかということ、そうでもないという形に相なろうかと思いたまいますけれども、ただ、言えることは、厚岸町における救急出動の件数ですけれども、17年で、歴年で申しますと419件、それが18年では476件という、前年の比較では57件ほどふえておりますけれども、大体このぐらいで推移してきているという状況です。

それと、厚岸消防署では、今、高規格救急車を持っていますけれども、そのほかに予備車という形で持っています。1台の救急車が出ていった場合でさらに緊急救急出動が必要という場合については、そちらの予備車で対応するという体制をとっております。特にそういったような救急の関係で問題といいたまいますか、が起きてきているというふうには現時点では伺ってございません。そんなような状況になっています。

- 竹田委員 1個答えていない、経費。

- 総務課長（田辺課長） 1回当たりの経費単価という部分につきましては、私どもも資料を持ち合わせておりませんので、今ここではお答えできないんですが、その点ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 16番。

●竹田委員 課長に答えていただいた部分で、本当に死を目前としたような状態で救急車を依頼される方、それから軽症の方という部分で、この問題については死を目前にするという言い方が非常に悪いかもしれないんですけども、本人を診たときにトリアージという症状が出ている状態、そういった方がたまたまいた。だけれども、軽症の方に先に電話をいただいたので行っちゃったと。そういった場合は、新聞等でも出ておりますけれども、とりあえずそういう方は救急車がないと。そのときは軽症の方をとりあえずその場に置いて、次の方の症状を診て、そちらに向かっていくという事態が起こってもしようがないんだと。そこまでしなければならぬ状態にあるというふうに、差別化をしているという場合もあるんだと。ですから、住民に対しての周知として、協力をお願いしたいというようなことをやってはいかがかないということが書かれておりました。厚岸町も、そういう優先順位を決めるということは非常に大変だけれども、住民にそういった場合のこともあるので協力を願いたいという周知をしてはいかがかないと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭課長） 厚岸町長が東部消防組合の管理者という立場にありますので、今、竹田委員からお話しありましたことを厚岸消防署の方にお伝えしながら、検討するように指示をさせていただきたい、かように考えますので、よろしく願いいたしたいと存じます。

●竹田委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

なければ先に進みます。

2目災害対策費。

3番。

●南谷委員 8款1項2目災害対策費、一番後ろの248ページですか、災害避難場所の関係についてお尋ねをさせていただきます。

この予算の中で、修繕料41万円が計上されておるんですが、どういう部分を修繕料として41万円計上されているか、この内訳について、まずお尋ねさせていただきます。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） ここの修繕料につきましては、それぞれの避難場所におきます、太陽電池等の設置をしているんですが、そういったランプの交換であるとか、そういったような軽微な修繕、これらについて計上させていただいているという内容でございます。

す。

- 委員長（室崎委員） 3番。
- 南谷委員 そうしたら、その下の委託料と連動していると、こういう理解でよろしいですか。
- 委員長（室崎委員） 総務課長。
- 総務課長（田辺課長） 下の委託料につきましては、太陽電池等の、これは定期的に点検をいたします。年に、中に入っているバッテリーの状況であるとか、そういった部分についても点検をすべて行っておりますので、そういった部分の委託料、それから、当然点検した結果によって修繕が必要なものも出てきますし、そうでなくて、通常の使用の状況の中で球切れが起きたときには当然それに対応していくという経費を見ているということでございます。
- 委員長（室崎委員） 3番。
- 南谷委員 委員長、もう少し避難場所の関係で広がりますけれども、お許しを賜りたいと思います。
- 委員長（室崎委員） はい。
- 南谷委員 この件につきましては理解をさせていただきました。

私がもう1点お尋ねさせていただきたいのは、実は床潭2番地側の避難場所でございます。高島さん、名前を出して恐縮なんですけれども、あの高台に避難場所があるんですけれども、床潭の自治会の皆さん、今時分ですと、大体お父さんは内地の方に働きに行き、奥さんは海の方に働きに行き、子供さんやおばあちゃんが留守番をされているのが実態でございます。町も、地震災害といいますと、床潭は津波が非常に懸念されますから、避難訓練もそうありますが、冬期間の、階段を上がって、あの吹きさらしの避難場所なんです。床潭に行きましたら、みんな言うんですね。「おいおい、厚岸町もひどいな」「何がひどいんですか」と言ったら、「避難訓練ならいいんだけど、本当に被害あったときに避難したときに、冬場寒いときに、あの階段に上がって、避難させるのはいいけれども、凍え死にさせるのか」と、こんな冗談を言われるんですね。ですから、夏場はいいんですけれども、冬期間、避難場所に雨よけでもいいし、コンテナのような風よけというんですか、全く何もないんですよ。ですから、がちりした構築物は不可能だと思います。現場の皆さんも高齢者なり、あの階段を上がるのはやっとなんだけれども、上がったら真冬で何もない雪の上だと。さらには、夜なんか、津波の警報が出たときに、あの上で上がるのはいいんだけど、全く何もないんですね、何とか町としてひとつ方策を考えていただきたいと。真剣にこの場所に対して何とかして

ほしいという切実な皆さんの声があるんですが、町としていかなものでしょうか。何らかの対応が私は必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

3番委員さんおっしゃるように、床潭の2番地側の方の高台、民地でございまして、おっしゃるとおり何も無い状態、いわゆる避難しても露天の状態にいたなければならないという状況に相なっております。それで、避難の基本につきましては、それぞれで暖かい格好していただいて逃げていただくというのが基本になるわけでございますけれども、とはいいまして、高齢であるとか幼児の方であるとかというような部分では非常に不安な部分があるのかなというふうに思いますし、そのように私どもも理解しておりますし、そういう声も聞いてございます。

実は、厚岸町の緊急避難場所の指定なんですが、47カ所を指定してございます。そのうち、同じ場所に施設があったり空き地があったりという部分がありますので、これを同一場所、複数の場所を一つのまとめという形にしますと34カ所になるわけでございますけれども、この34カ所のうちに、周辺に使用可能な建物であるとか、あるいは民家、いざという場合に住まわれている方の住宅に飛び込むだとか、そういったようなことができない、全く何も無い露天の状態にあるというのが、私ども、大体5カ所ぐらいあるなというふうに押さえてございます。さきに避難場所のあり方について一般質問の中でもお答えしておりますけれども、当初つくりました海拔10メートルの浸水予想区域、これが500年間隔のシミュレーションの中で、ある程度浸水場所、波際が後退してきているという状況の中で、新しく避難場所の見直しの現在作業を進めてございます。そういった中とあわせまして、こういった特に5カ所の部分ではどういったようなことで、すべてのものを満足するということはまず無理かなというふうに思いますけれども、3番委員がおっしゃるような簡易なもので、弱い立場の方の少し雨露をしのげるという程度のものが可能かどうかという部分について、これの見直しとあわせて検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

12番。

●谷口委員 去年の予算で詳しく避難場所等についてお伺いしたんですが、今年度は電池の回収は行わないんですね。これは何年で回収を行うのか、もう一度教えていただきたい。

それと、去年は定期的な避難訓練と津波による避難勧告ですよね、出たのはね。この

間の津波では、千島の方の関係でいえばね。それで、非常に避難の際の、避難する人が少なくなっていると。あるいは、ちゅうちょの関係もあるんでしょうけれども、せっかく避難勧告を続けているにもかかわらず、自宅に帰ってしまうと。季節的な状況からすると、そういうふうになるのも、ある意味やむを得ないのかなと。それほど動きがないという段階を見ていると、どうしてもそういうふうになっていくということを考えて不思議ではないなというふうなところもあるなというふうに思うんですけども、実際に避難するときの状況、それから避難場所に到達してからの十分な情報というか、その辺をきちんとしていただかなければ、自己の都合で結果的には避難場所を離れてしまうということがあると思うんですよ。

それから、前にも話したことがありますけれども、自分たちが率先してある意味では避難しなければならないけれども、実際、地域の人たちとどう避難するかということに対しては、相当、訓練や日常的なお互いのコンタクトだとか、そういうものを密接にとれるような状況をつくっておかないと、そういえば、あの辺にお年寄りの人がいっぱいいるよなど。だけれども、行ってから戻ってくるというのは、これまた勇気が要る場合もあるだろうし、行くなという場合もあるだろうし、そうすると、どういうふうに地域の人たちを避難させる手だてをとっていったらいいのか。例えば、海岸伝いにいる人、真ん中にいる人、山側にいる人、そういう場合にはどういう連絡というか、伝達というか、そういうものを確立していったらいいのか。あるいは、地域の人の中でどういう確認のし合いをしていけばいいのか、相当研究、検証してみないとならないなというふうに自分も避難をしてみて思うんですよ。たまたまこの間のということでは何回も私自身は、上、下、行ったり来たりしましたけれども、そういう動きというのは正しい動きなのかどうなのかということも検証しなければならないと思うんですよ。だから、そういうことを十分把握した上で避難行動をとっていかないと、結果的には取り残される人あるいは善意で動いて被害に巻き込まれる、そういう心配もあるのではないのかなというふうに思うんですが、どういうふうに考えているかお伺いいたします。

それで、今、南谷委員が質問されたような心配というのは、各地域にあると思うんですよ。例えば、コンキリエだとか住の江だとか、ああいうところが避難場所であれば、トイレもあるし建物もあると。だけれども、白浜町の高台だとかというふうになっていきますと、何も無い、のっぺらぼうなところ、たまたまあの辺は住宅があるから、そこに住居を構えている方々の厚意があればそういうところでもということもできるかもしれないんですけども、全くないところに駆け上がってしまった人はどうするのか、避難場所に指定されていると。それで、前にも質問したときに、例えば床潭だったら2張りのテントがあるという説明をされていますよね。そういうときに、避難行動とあわせてそういうものが移動できるだとか、そういうふうなことになるのか。例えば、違うルートを通れば簡単にそういうものを設置することができるような体制や、あるいは交通手段が確保されているだとか、そういう安心も一つには大事ではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことに対してはどうなっているのかお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答えさせていただきたいと思います。

まず、太陽電池の部分については、今まで投資的経費の方で毎年上がってきた部分のことをおっしゃっているのかなというふうに思いますけれども、これにつきましては、たしか3年計画だったと思いますけれども、一番最初につけていたナトリウム灯を、今、蛍光灯方式に新しく切りかえたというのを継続してやってきました。これにつきましては、18年度をもってすべて取りかえといいたいでしょうか、チェンジが終わったものですから、次年度については事業費としては出てきていないということでございますので、まずご理解をいただきたいと思います。

それから、自主防災、避難に当たったいわゆる高齢者の方々等の避難の関係については、後ほど町民課長の方からご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、テントの関係、いわゆる避難場所における雨露をしのぐような形の考え方でございますけれども、これは、先ほど3番委員さんにもお答えしたような中で、全くの露天の状態の数時間待機していなければならないというような場所がございます。これらについてどうするのかというのは私どもも課題だというふうにとらえさせていただいております。ですから、そこに一つの考え方として、あくまでも一時避難というような考え方を持っています、緊急避難場所につきましては。それで、状況にもよりますけれども、例えば津波警報が出て、最大のを想定してそこに避難いただくという形になりますが、その経過を見ながら、ある程度の、最大といいたいでしょうか、最大予想よりも規模の小さいものが想定される、あるいは考えられるといった場合については、その場所から移動していただくということも一つは考えることができるだろうということで、これは、さきの千島沖地震のときにも厚岸小学校であるとか中学校であるとか真竜中学校であるとか、こういったところを開放しまして、そちらの方に移動していただくというようなことでの案内もさせていただきました。ただ、現実的に、その移動の最中にほとんどが帰られてしまったというのが結果としてはあったんですが、方法としてはそういうような形もあるだろう。その場合には当然避難といいたいでしょうか、移動の経路については、そういった津波の影響ができるだけ少ないといいたいでしょうか、高いところを通るようなコースを通るといような考え方で組み立てるといのが一つ、それから、テントについては、今、配置しているところ、移動できるかという、無理かなというふうに思っております。それで、今配置しておりますけれども、配置している場所をそういったように変えるというようなことも当然これから検討しておかなければならないなというふうに考えておりますし、そんなような形の中で対応の見直し、検討をさせていただきたい、このように思っております。

それから、実際に先般の津波警報が出た状況でございますけれども、おっしゃられるとおりに、最初の11月15日、これが1回目の千島沖地震によります警報なんですが、このときにはすべての避難場所で1,223名の方が避難されている数を職員が確認させていただきました。実際にはこれ以上逃げていらっしやるとは思いますけれども、私ども、各避難所で確認された人数がこれだけということです。それが、2回目、1月16日になりますと、これが344人という形で激減しているということなんです。これにつきましては、既に新聞報道なんかされておりますけれども、北海道開発局が避難行動のあり方についてアンケートをとるといことで実は投げかけがありまして、私どもも参加するという

形で厚岸町の住民にも協力をいただきました。そういった形の中で参加しておりますけれども、アンケートの中間報告の中で、「もし11月と同じ警報が出たら逃げますか」というものに対して、ほとんどが「逃げません」と書いているんですね。ということは、それがそっくりそのまま、この数字にあらわれてきているという状態に相なっております。逆に、テレビ等での情報を得られるものですから自分たちで判断してしまうという部分、それから、津波の危険はあるんだというふうに認識していますけれども、実際になかなか自分で行動を起こせないという、学者さんに言わせるとそういう人間の心理があるんだということです、それが如実に出ているという状況にありまして、これをどうするかという部分は、本当に全国的といいたまいますか、全域的な課題というふうに浮かび上がってきております。

それで、アンケートの分析というものを、さらに群馬大学の方でしておりますけれども、こういった心理状況だとか、では、どうすれば逃げられたのかとか、そういったようなものが浮かび上がってくるものだというふうに私ども感じておりまして、それらを何とか今後の住民の意識啓発だとか、そういった部分に利用できないかな、こういうふうに思って、実は推移を待っているという状況でございますけれども、いずれにいたしましても、避難がなかなかできないというような状況、学者さんに言わずと非常に危ない状況になってきているということは言われておりますので、この辺の課題は課題としてしっかりと受けとめて対応を図ってまいりたい、このように思っております。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 万が一のときの地域の人たちとの連携というお話がありまして、委員から前にも、地域で避難するときの課題というものが出されていたと思います。幸いにして真栄町は、独居老人でありますとか災害時に弱い方々のリストがつくられていて、それを点検する連絡網ができていう状況だということは私ども聞いております。ただ、委員おっしゃられるように、実際に訓練としてそれが使われていない。この間の地震の津波よっての避難勧告があった場合の、実際の機能としてそれが確かめられていないという意味では、委員おっしゃられるように、もっと地域の日常的な訓練でありますとか確認ということが日常的にされていかなければいけないだろうという認識で、私どもも、ぜひ地域の中で自主防災活動を推進していただきたいということをお願いしてきたわけでありまして。

これは真栄地区だけではなくて、私も白浜地区におりますから、津波が来るといとき、真っ先に高いところに逃げようということになるわけでありまして、現実には、まず役場に出動して、災害対策本部の指示を受けて、それぞれの避難場所に任務をもって配置がされる。私も、門静に配置をされて行っておりましたが、郡部の方は、郡部と言いは失礼ですが、市街地を除いて海岸地区は意外と自治会と消防団の活動が連携されております。各家の状況の点検なんかも巡回の中でされている。そこが弱いのは市街地なんですよ。第一分団、第二分団と、それぞれ市街地の消防団ありますが、実際に各個別の点検というものは市街地の消防団の中ではできないということになってきます。そういう意味では、その地域の中心的な役割を担うのは、町内会を中心とする自主防

災組織活動だろうというふうに思います。委員、前におっしゃっていたように、町に戻ると私が若い方で、役員はほとんど高齢者だという話もされました。まさしく、そのとおりなんです。役員同士だけで高齢者や障害をお持ちの方々を避難させられるかとなると、それも個別に難しい問題も出てくる。車が走れるのであれば、車に乗っていただいて一緒に高いところに逃げるということも可能ですが、道路に電柱が倒れていて車も動けない、あるいはクラックが入って車が進めなくて交通渋滞で避難所に行けないということも想定して行動しなければいけませんし、どういうわけか、夜中の暗いときに渋滞が発生するわけでありまして、真っ暗いところでどう行動するんだということも想定としては考えなければいけない。そういったいろいろなことを想定しながら、地域の中で日常的な確認ですとか訓練というものをやっていく必要があるんだろうというふうに思っておりまして、そういう意味で、なかなかお願いしても、じゃ町民課で来ていろいろ相談したいなというところまで進んでいないのも事実でありまして、そういう意味では、実際に地域のつながりをつくっていきたい、来てくれというお話をいただければ、私どもも喜んで参加させていただきたいなというふうに思っております。

白浜も、実は自主防災組織をつくろうということで、私も個人的に動いたのでありますが、自治会の役員だけではどうしても壁が出てまいります。万が一のときにいらっしやらない方もいる、それから、役場や消防や病院やという勤め先の方々は、それぞれ真っ先に家族も置いて駆けつけなければいけないという方々もいるわけでありまして、自治会の役員だけではどうも対応できない。そうすると、隣組とか自治会の班長さんを巻き込んだ中での毎年の組織の見直しというようなこともきちっと点検していかないと、組織はあるけれども動けないという問題が出てくるんだろうと思いますし、実際にやっていく中では、「担架も何もないのにどうやって動くのよ」だとかという、先ほどテントの話もありましたが、地域で防災備品を備えるということも展望として必要になってくるというふうに思っております。そんな課題を持ちながら、地域の自主防災組織を進めていく必要があるんだろうという認識でありますので、ぜひ使っていただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 問題点、浮かび上がらせていただいたのかなというふうに思いますので、ですから、結果、考えれば、これからどうするかではないのかな。何が足りないのか、どういう、組織はある意味、格好はできたけれども、それが機能するかどうかということですよ。それで、話を聞いて消防団の人の機能が何かしていないように聞こえてはまずいように、さっき聞いていたんですけれども、消防団の人もいち早くそういうことに参加されているわけですよ。そうすると、例えばテントだとかいろいろなものの設置、設営、そういうものがどういう人によって行われるのか、あるけれども、それがどこにあるのかが、結果的に混乱しているときにはわからなくなってしまうというようなことにならないようにはひとつしてほしい。

それから、車で避難できるときと、今、町民課長がおっしゃったように、電線や電柱等が倒れたり垂れ下がったり、あちこち障害が出ている場合にはどうするか。そうする

と、車いすだとか、そういうものが必要になってくるときもたくさんあると思うんですよ。そうすると、私たちの住んでいる地域みたいに、一定の年の人は、何とか生活するには耐え得るように移動はできるけれども、緊急の避難はそれでは間に合わない。そうすると、車いすだとか担架を持つ必要がありますから、そういう人員を確保できるかということを考えてみるとまた問題なんですけれども、最低でも、一定の地域に車いすは5台、10台ありますよだとか、そういうことも今後必要になってくるのではないのかなというふうに思うんですが、そういう点ではどういうふうに考えているか、お尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、今までの訓練であるとか、実際に起きた二度にわたる避難勧告、避難の状況、また新たな課題等が浮かび上がってきているということは先ほども述べたとおりでございます。これをどう解決していくかという部分は我々に課せられた大きな課題であるし責務であるというふうに私とらえさせていただいております。そうした中で、できるところから手をかけていくというような部分、こういったことで積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、当然自主防災組織の中で、自主防災活動をやっていく上でどうしても必要なものというのが出てくるんだろうなど、このようにも思っておりますし、そういった自主防災組織の活動をスムーズに展開させるために必要なもの、こういったものについては考えていかなければならないというふうに、基本的な考え方でございますけれどもそのように思っておりますし、それらは活動状況に合わせて検討してまいりたい、このように考えております。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

なければ先に進みます。

249ページ、9款に入ります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

2目事務局費。

3目教育振興費、ありませんか。

253ページ、4目教員住宅費。

5目就学奨励費。

6目スクールバス管理費、ありませんか。

2項小学校費、1目学校運営費。

265ページ、2目学校管理費ありませんか。

11番。

●岩谷委員 教育委員会の方へお願いとそれから質問をしたいと思います。

真竜小学校の改築につきまして、たしか1月11日ですか、このときに議員の方たち、私たちが一応見学ということで小学校を見させてもらいました。その後、たしか一般開放ということで一般の人たちの見学を予定したと思うんですけども、そのときの人数的なものは押さえておりますか。それから、町内、町外からどのぐらいの人が見学に来たか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 真竜小学校の一般開放ということで行いました内容についてお話しさせていただきます。

真竜小学校一般公開でございますが、総勢で337名ほどいらしていただきました。内容でございますけれども、居住区分としまして、町内の方が319名、町外の方が18名という内容でございます。あと性別で申しますと、男の方が134、女の方が203、年齢別区分でございまして、小学生、中学生それぞれ26人、29人、高校生11、幼児51、一般が220という数字になってございます。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 見学した数が多いか少ないかわかりませんが、ただ、ここへ来て、老人の方です。かなり高齢者の方なんですけれども、時期的に1月10日前後であればかなり寒いと。それと路面が凍っているということで、見学したくてもできないという高齢者の方が実は私の方へ電話来まして、もう一回開放してもらえないかというお話がございました。それで、一つお願いなんですけれども、その方法としてどういうふうな方法をとったらいいか、ひとつ教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 年齢別で申し上げますと、50歳以上の方が33%ほどを占めてございますが、平均に来ていただいたんだろうというふうには私ども理解してございますが、確かに実は、お話を伺う中では、実施日が土曜日であったというような方も、見たかったというようなご意見も伺っております。どうでしょうかというお話は、二、三、個人的にも伺ってございますが、私ども、学校を見ていただくのには閉鎖的なことでは考えてございません。それで、私ども教育委員会管理課でも結構ですし、学校、直接でも結構ですけども、個人でも団体でもご相談いただければ対応させていただきたいと思っておりますし、これからはご存じのように開かれた学校ということで真竜小学校を使ってまいります。そのような中では、生涯学習の方でも事業展開を考えているようであり、それから、20年からは完全に地域の皆様、町民の皆様に使っていただけるような学校になると考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 11番。

●岩谷委員 高齢者については人数的に少ないものがありましたね。その中に、冬期間ということでかなり路面が凍っているということで行けなかったと。そして、高齢者の方いわくは、自分たちの学生時代のことを思い出しながら、要するに校舎がバラック建てか、あるいはトイレについてもひどかったと。それで、今、自分の孫たちが、ロコミの中か、すばらしい学校であるということをぜひ見学をしたいというお話がございましたので、もしそういう方がおりましたらば、ぜひそういうふうにさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思っております。お願いでいいです。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） そのような対応をさせていただきます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●岩谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 他に2目ございますか。

なければ先に進みます。

269ページ、3目教育振興費、ありませんか。

12番。

●谷口委員 要・準要保護児童生徒就学援助費、これが20万円の、前年当初との比較で減になって、学校給食費なんですけれども、学校給食の方はどうなんですか。説明していただきたいんですが。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 今回、19年度の予算でございますが、昨年度まで学校給食費の方に計上してございました要保護・準要保護の学校給食費の分、これを今回、教育振興費の要・準要保護児童就学援助、こちらの方の予算の方に計上させていただいて……

●谷口委員 その差額はどうなんですか。前年度との差額。前年度、これは小中、分けていないんだな。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後4時45分休憩

●委員長（室崎委員） 再開します。

管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 申しわけございません。今回、19年度から要・準要保護児童の就学援助の方に回ってきました学校給食費でございますけれども、昨年、小学校の方で326万5,000円、中学校ですけれども18年度は284万7,000円ということでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 就学援助では、そうすると、援助費の方は両方とも減、20万円の、15万円ぐらい、そういうふうに小学校の場合理解していいんですか。就学援助で20万円、学校給食の方で15万円ぐらいの減、そういう感じでいいんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） そのように差額ではなりません。当然人数の減がございますので、そのような結果になろうかと思えます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 最近、学校の教育費の補助をやっていますよね。実際義務教育であるということから父母負担の軽減を行うということで、教育委員会でやってきてはいますが、現在、まだ学校でお金を集める、父母負担をいただいている部分というのはあるんですか。それは学校ごとに違うのか、ほとんどなくなっているのか、その辺の実態はどういうふうになっているかということと、それから、今、問題になっています教育費の未納等は厚岸町内ではどうなっているのか。ほとんどないのか、あるのか、給食費ね。その実態みたいなのがわかれば教えていただきたい。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） ご質問は父母負担の部分だというふうにとらえてお話ししますが、18年度を見ても父母負担ございます。小学校、中学校それぞれ違いますが、学校別には出てございますが、平均しますと、小学校においては父母負担2,592円というふうな数字、中学校におきましては父母負担7,038円というふうな状況でございます。

それから、もう一つ、学校給食費の滞納問題でございますけれども、18年度はまだ出てございませんけれども、18年度まで申し上げますと、現年度だけでいけばほとんどの

年度が99.何%というふうなことで、17年度におきましては99.75%というようなことになります。それと、過年度滞納分というのがございます。これはピークが平成15年でございました。この時点では67万円ほど実はございました。18年度、この中では今現在5万4,000円まで減らしてございます。そのようなことですので、全道的なベース、全国的なベースからいけば、厚岸町はまだいい方かなというふうには考えてございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 父母負担の軽減の問題でいくと、小学校と中学校の差があるわけですが、これと給食費の未納との関連みたいなのはありますか、実際に。結果的に現在まだ若干ではありますけれども父母負担をしていただかなければならないという状態が続いているわけですが、これと給食費の未納との関連はあるのかないのかお尋ねいたします。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 父母負担と学校給食費の滞納の問題、関連あるかというご質問でございますが、因果関係があるというような認識は、私どもは持ってございません。それは、先ほど申し上げましたような毎年の収納率、この分は変化してございません。ただし、現実に父母負担軽減費、厚岸町は何年かかかって少しずつ上げてきていますが、平成13年、14年あたりから見れば、小学校ではわずかですが400円、中学校においては2,800円ほど軽減費を上げてございます。その中では、学校給食との因果関係というものは考えられないものですから、そういう認識を持っていないということでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 あと、パーセントでおっしゃってございましたけれども、これを100%にするのは親御さんの都合なのか、例えば、どうしてもという場合は就学援助で当然行くべきではないのかなというふうに思うんですが、そういう手だてまで講じる必要はないというふうに考えているのかどうか、お伺いいたします。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 就学援助が必要だというような準要保護、そういったような状況になりますと給食費の方も手当てできるわけですから当然ご相談には乗りますし、滞納徴収する際にはいろいろな事情をお聞きします。その中で、そのような事例が必要だとすれば、当然そのような対応をさせていただくということになります。

●谷口委員 必要ないということ、今の何%だけが。

●教委管理課長（米内山課長） 失礼しました。それと、実際の滞納の理由はさまざまですが、学校とも給食センターの方ともお話しするんですけども、まだまだ学校の協力も得るともう少し上がるのかなという分もございます。それと、さまざまな理由では先ほど言いましたように経済的な理由がもちろん主でございますけれども、先ほど言った準要保護の状況に至るのであれば当然対応いたしますし、それ以外の部分につきましては、要保護につきましては逆に町として出しているわけではなくて、国といえますか、要保護の手当ての中に当然学校給食の分も含まれてございますので、その辺はお話し合いの中で納入していただいておりますし、先ほど言いましたように、何度も言いますが、準要保護、その他の手当てが必要であれば、当然そのような手当ては考えてございます。

●谷口委員 いいです。

●委員長（室崎委員） 他に、この目ありますか。

なければ、この目、閉めます。

本日はこの程度にとどめ、19日月曜日に延会したいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、19日月曜日に、引き続き審議を行います。

それでは、本日はこの程度にとどめ、19日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5 時00分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年3月16日

平成19年度各会計予算審査特別委員会

委員長